

令和5年度

主要施策の成果に関する説明書

令和6年度滋賀県議会定例会
令和6年9月定例会議提出

[健康医療福祉部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

| | 頁 |
|---------|------|
| I 人 | 185 |
| II 経 済 | 該当なし |
| III 社 会 | 297 |
| IV 環 境 | 該当なし |

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

Ⅰ 人

自分らしい未来を描ける生き方

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>1 子どもから大人まで生涯にわたる食育の推進</p> <p>予 算 額 4,022,000 円</p> <p>決 算 額 3,664,770 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 食育推進活動事業 2,747,600 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等での食育実践活動 ・ 生涯を通じた食育推進活動（地域での食育推進活動） 県内78カ所で実施 参加者 3,907人 ・ 地域における栄養ケア窓口の設置：出前講座 参加者 658人 33カ所、訪問指導 3事例 関係者からの電話相談 11件、医療機関との連携による栄養相談 22事例 <p>(2) 「食育推進計画」推進事業 917,170 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県食育推進協議会 2回 ・ 食育推進研修会 1回 参加者61人 ・ 食育「三行詩」募集 応募数 2,664件 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>県内の高校、大学と連携して朝食摂取の習慣化を目指した啓発を実施した。 全市町でバランスのとれた食事、減塩、伝統料理についての学習会を実施し、幼児から高齢者まで全世代を対象に食育活動を実施した。滋賀県栄養士会に設置した栄養ケア窓口では、県民や医療介護関係者からの相談や、関係者と連携した訪問や栄養相談が増加し、栄養ケア窓口が定着してきた。地域住民に対する低栄養予防の出前講座も依頼件数が増え、低栄養予防の必要性を広めることができた。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>県民への啓発事業として、食育三行詩コンクールを実施した。継続的に取り組む学校もあり、応募総数も 2,664件と多くの作品応募があった。滋賀県食育推進協議会は、滋賀県食育推進計画（第3次）の評価と滋賀県食育推進計画（第4次）策定の検討を行った。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 食育推進活動事業 生涯を通じた食育推進活動では、子どもから高齢者まで世代ごとの状況に応じた食育を継続的に実施することが必要である。特に食育活動が届きにくく、食への関心も他の年代と比べて低い若い世代への取組を進めるため、高校や大学等との連携をさらに強化する必要がある。また、県民の生活に寄り添ったきめ細やかな支援を実施できるよう、医療、介護関係者と栄養士が連携し、県民からの相談に応じる体制の充実が必要である。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業 滋賀県食育推進計画（第4次）の推進のため、関係団体と食育の取組について情報共有を行い、行政だけでなく関係団体の主体的かつ具体的な取組を推進しながら計画の進捗管理を行うことが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>①令和6年度における対応 世代ごとの状況に応じた取組を進め、特に若い世代が自分の健康や食生活に関心をもち、「何を」「どれだけ」「どのように」食べたらいいのかを具体的に伝え、望ましい生活習慣を身につけることができるような取組を継続する。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの取組を更に充実させるとともに、ICTを活用した情報発信も取り入れ、生涯を通じた食育推進を図る。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県食育推進協議会においては、滋賀県食育推進計画（第4次）の推進にあたり、令和11年度までの取組方向性を共有し、関係団体の取組が効果的に進められるよう検討を行う。また、食育活動に役立つ情報等に関する研修会を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県食育推進計画（第4次）の目標達成に向けて、世代ごとの状況に応じた食育の取組内容を協議会で共有し、幼児から高齢者まで全世代への食育推進を図る。</p> <p style="text-align: right;">(健康しが推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>2 健康づくりへの支援</p> <p>予 算 額 222,931,000 円</p> <p>決 算 額 205,741,237 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 健康しがの推進 54,972,385 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職域連携推進協議会 2 回、計画策定部会 3 回、ワーキング部会 1 回、各二次医療圏域会議 4 回 ・「健康経営セミナー」を動画配信により開催 ・二次医療圏域における研修会、情報交換会の開催 ・健康増進事業費補助 19市町 <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 1,981,855 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀医科大学へデータ分析事業委託 ・データ活用事業プロジェクト会議の開催 1 回 <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 17,173,875 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康しが」共創会議の開催 3 回 <li style="padding-left: 20px;">参画団体数 293団体 (令和6年3月末時点) <li style="padding-left: 20px;">共創会議を通じて創出された連携・活動事例 106件 (令和6年3月末時点) ・「健康しが」共創会議ワーキングチームの開催 15回 ・「健康しが」企画運営会議の開催 5 回 ・「健康しが」活動創出支援事業費補助金の交付 16団体 (応募57団体) ・若年世代をターゲットとした健康づくり啓発事業の実施 <li style="padding-left: 20px;">情報発信検討チーム (若年世代の情報発信内容検討チーム) メンバー 11人 <li style="padding-left: 20px;">SNSを活用した若年世代からの健康づくりに関する情報発信 46件 ・健康推進アプリ「BIWA-TEKU」の活用 アプリダウンロード数 49,700人 (令和6年3月末時点) <p>(4) 喫煙対策事業 940,274 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県たばこ対策推進会議の開催 1 回 ・喫煙が及ぼす健康影響の知識の普及 (世界禁煙デー・禁煙週間啓発等) ・20歳未満の者への喫煙防止対策 (健康教育の実施) |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(5) 「次世代をはぐむ受動喫煙のない社会の実現」事業 1,865,354 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正健康増進法に係る受動喫煙防止対策 ・受動喫煙防止対策の周知啓発 ・滋賀県たばこ対策推進会議専門部会「受動喫煙のない社会促進会議」の開催 1回 <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 1,885,678 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病地域医療連携推進会議 圏域会議 11回 圏域検討会 6回 <p>(7) がん対策強化事業 6,728,523 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者の妊孕性温存治療助成 31人 ・小児がん患者支援事業 研修会 2回 ・がん患者のアピアランスサポート事業補助 19市町 <p>(8) がん計画推進事業 77,460,616 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県がん対策推進協議会 本会 2回、専門部会 5回 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 6病院 <p>(9) がん検診推進事業 2,559,530 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診精度管理事業 部会長会議 1回、検討部会 5回、従事者講習会 6回 (197人) <p>(10) がん対策推進基金事業 16,055,379 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体・民間等自主事業費補助 14団体17事業 ・がん患者等就労支援サポート事業 企業表彰 2団体 <p>(11) 循環器病対策推進事業 14,267,768 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県循環器病対策検討会 本会 2回、部会 4回 ・脳卒中救急要請啓発事業 ラジオ放送33本 (期間：11月1日～30日) |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--------|--------|--------|-----|-----|----|--------|--------|--------|--------|----|--------|---|---|---|
| | <p>(12) 医療情報 I C T 化推進事業 9,850,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療情報 I C T 化推進事業費補助 1 団体 利用施設数（令和 6 年 4 月時点） 887 施設 登録患者数（令和 6 年 4 月時点） 80,792 人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 健康しがの推進</p> <p>働き盛り世代からの健康づくりは重要であるため、地域・職域に健康づくり情報を提供することができた。また、「健康経営セミナー」を動画配信により開催し、県内中小企業における健康経営の推進に寄与することができた。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業</p> <p>データ分析事業を滋賀医科大学に委託し、健康関連データだけでなく社会経済関係等の統計指標を用いて、県民の健康・医療・介護に関するデータの集約・分析及び公表の方法について検討を行い、その方向性を示した。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業</p> <p>「健康しが」共創会議を開催するとともに、助成金の交付や専門家・専門機関による事業化に向けたサポートや、会議参画団体と連携しワーキングチームを開催するなど、県民の健康づくりにつながる活動創出に向けた総合的な支援を行うことができた。また、若年世代をターゲットとした健康づくり啓発事業や健康推進アプリ「BIWA-TEKU」の利用促進を通じ、若い世代から楽しみながらおのずと健康に関心を持つことのきっかけづくりを提供できた。</p> <p style="text-align: center;">令和 8 年度（2026 年度）の目標とする指標</p> <p style="text-align: center;">「健康しが」共創会議に参画する企業等の数（累計）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令 5</th> <th>令 6</th> <th>令 7</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>250 団体</td> <td>270 団体</td> <td>290 団体</td> <td>310 団体</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>293 団体</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 喫煙対策事業</p> <p>滋賀県たばこ対策推進会議構成団体との連携を図りながら、各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響に関する知識の普及および 20 歳未満の者への健康教育を実施することができた。</p> | | 令 5 | 令 6 | 令 7 | 目標値 | 目標 | 250 団体 | 270 団体 | 290 団体 | 310 団体 | 実績 | 293 団体 | — | — | — |
| | 令 5 | 令 6 | 令 7 | 目標値 | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 250 団体 | 270 団体 | 290 団体 | 310 団体 | | | | | | | | | | | | |
| 実績 | 293 団体 | — | — | — | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|------|-----|-----|------|--------|------|----|-----|-----|-----|-----|------|
| | <p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 改正健康増進法の「望まない受動喫煙」をなくすという趣旨に基づき、県民および施設等への周知啓発等を行うことにより、県民の受動喫煙防止対策に関する気運醸成を図り、「健康しが」の促進につながった。併せて、健康増進法に基づく受動喫煙に対する必要な指導等を行政や事業所、飲食店に実施できた。</p> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 圏域における糖尿病地域連携推進会議や研修会の取組が実施され、関係機関との連携体制構築にむけた取組を実施することができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標 糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の増加の抑制</p> <table border="1" data-bbox="745 694 1137 758"> <tr> <td>令5</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td>165人</td> <td>165人以下</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>(7) がん対策強化事業 アピアランスサポート事業補助金により市町が行うウィッグ等の購入費助成事業に対し補助を行い、がん患者の精神的負担の軽減に努めた。3市町が新たに助成事業を始めたことにより、県内全19市町において補助金が活用されることとなった。</p> <p>(8) がん計画推進事業 滋賀県がん対策推進協議会を開催し、第4期がん対策推進計画改定に向けた、関係機関との意見交換を行った。また、がん診療連携拠点病院において、がん医療の推進やがん相談支援の充実等を図ることができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標 がん拠点病院等への支援</p> <table border="1" data-bbox="745 1193 1137 1257"> <tr> <td>令5</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td>6カ所</td> <td>6カ所</td> <td>100%</td> </tr> </table> | 令5 | 目標値 | 達成率 | 165人 | 165人以下 | 100% | 令5 | 目標値 | 達成率 | 6カ所 | 6カ所 | 100% |
| 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | | | | | | |
| 165人 | 165人以下 | 100% | | | | | | | | | | | |
| 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | | | | | | |
| 6カ所 | 6カ所 | 100% | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|------|----------|-----|-----|-----|-------|------|-------|-----|-------|--|-------|------|-------|--|-------|-----|-------|--|-------|-------|-------|--|-------|
| | <p>(9) がん検診推進事業 市町のがん検診が効果的に実施できるよう、精度管理の向上や指針に応じたがん検診の実施について市町に働きかけを行った。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標 がん検診受診率（69歳まで）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令5（令4実績）</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん</td> <td>40.5%</td> <td>各60%</td> <td>67.5%</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>47.6%</td> <td></td> <td>79.3%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>44.8%</td> <td></td> <td>74.7%</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>47.2%</td> <td></td> <td>78.7%</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>40.7%</td> <td></td> <td>67.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※値は3年ごとに実施する厚生労働省国民生活基礎調査による。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業 がん対策団体・民間等自主事業費補助金として、県民に対するがんの啓発や情報発信、相談窓口の設置等の民間団体が自主的に行う事業への補助や、がん患者やその家族の不安や悩みについてがん経験者が自らの体験を生かした相談を院内サロン等で行うピアサポーターの養成に補助し、がん対策の「共助」の取組を推進することができた。 また、がん患者就労支援サポート事業により、がん患者の仕事と治療の両立支援に関する事業所の取組を表彰し、広報することでがん患者の仕事と治療の両立支援を周知することができた。</p> <p>(11) 循環器病対策推進事業 循環器病対策検討会、部会を開催し、第1期循環器病対策推進計画の進捗評価に基づき、第2期計画について検討を行った。また、脳卒中の前駆症状や発症後の迅速な救急要請の理解を進め、より良い予後の向上を図るための啓発を実施できた。</p> <p>(12) 医療情報ICT化推進事業 システム運用に要する経費に対し補助を行うとともに、医療機関等が参画するプロジェクトチーム会議にてシステムの利用拡大や将来構想等に関する検討を行った。</p> | | 令5（令4実績） | 目標値 | 達成率 | 胃がん | 40.5% | 各60% | 67.5% | 肺がん | 47.6% | | 79.3% | 大腸がん | 44.8% | | 74.7% | 乳がん | 47.2% | | 78.7% | 子宮頸がん | 40.7% | | 67.8% |
| | 令5（令4実績） | 目標値 | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 胃がん | 40.5% | 各60% | 67.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 肺がん | 47.6% | | 79.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大腸がん | 44.8% | | 74.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乳がん | 47.2% | | 78.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子宮頸がん | 40.7% | | 67.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 健康しがの推進 「健康いきいき21－健康しが推進プラン－（第3次）」の推進に向け、生涯を通じた健康づくりが重要である。特に、働き盛り世代については、健康経営の視点を取り入れた職場における健康づくりの取組支援を進める必要がある。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 健康格差の縮小のため、市町ごとの特性や健康課題を明確にし、予防的な取組への活用を図るため、健康・医療・介護に関するデータを一体的に分析し、市町等にデータを提供できる仕組みが必要である。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 健康づくりに資する活動が創出されているものの、継続的、安定的な実施には至っていないため、取組の自立化、事業化に向けた支援を充実させていく必要がある。 また、現状、40～60歳代男性の肥満、若い世代の女性のやせや、幅広い世代で食塩摂取過多、野菜摂取量不足、運動不足などの課題があり、将来を見据えた健康づくりのため、若い世代に対する健康づくりへのアプローチが必要である。</p> <p>(4) 喫煙対策事業 喫煙率の大幅な減少等の成果があったが、引き続き「健康しが たばこ対策指針」に基づき、たばこ対策推進会議構成団体等とも連携しながら、20歳未満の者や妊婦の喫煙防止対策、喫煙にかかる健康影響の知識の普及等の更なる取組が必要である。</p> <p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 受動喫煙による健康影響が大きい子どもなどの非喫煙者に配慮した受動喫煙防止対策について、引き続き周知啓発していく必要がある。</p> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 糖尿病の予防から、早期発見、早期治療、合併症予防までのネットワーク構築に関して、関係機関の連携した取組を更に推進する必要がある。</p> <p>(7) がん対策強化事業 がん患者の就労や妊孕性温存の悩み等に関する相談支援体制の充実や広報について検討していく必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(8) がん計画推進事業 ライフステージや個々の状況に応じたがん対策を進めるため、進捗状況を確認して計画を評価し、関係機関や県民の主体的な取組を促進する必要がある。</p> <p>(9) がん検診推進事業 がんの死亡率減少のため、がん検診の受診率向上と精度管理を更に進めることが必要である。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業 県民が安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、がん患者やその家族へのがんに関する正しい情報提供や治療と仕事の両立支援などを推進し、民間団体が自主的に行うがん対策の取組の支援や治療と仕事の両立支援に関する周知等の取組を進める必要がある。</p> <p>(11) 循環器病対策推進事業 循環器病（脳血管疾患・心疾患）の年齢調整死亡率の更なる減少に向けて、第2期循環器病対策推進計画に基づく循環器病の予防啓発、医療提供体制、心不全等の在宅療養支援の充実に向けた取組の推進が必要である。</p> <p>(12) 医療情報ICT化推進事業 NPOの運営はシステム利用施設からの利用料収入で賄っているものの、システム運用等に係る経費に対して収入が不足しており、厳しい運営状況にあるため、利用施設数、利用者数ともに引き続き拡大を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 健康しがの推進</p> <p>①令和6年度における対応 「健康いきいき21－健康しが推進プラン－（第3次）」に基づき、関係機関、市町等と計画の推進に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 「健康いきいき21－健康しが推進プラン－（第3次）」の目標達成に向けて関係機関と連携を図りながら、働き盛り世代の健康づくり等の各種施策を健康経営の視点から推進していく。また、二次医療圏域の協議会における地域職域連携推進事業をさらに活性化させて、健康寿命の延伸を目指す。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業</p> <p>①令和6年度における対応 地域別、男女別、年代別（ライフステージ）等の県民の健康関連データを社会経済関係等の統計指標と組み合わせ分析し、その結果を市町や「健康しが」共創会議をはじめ、庁内で共有することにより、健康医療分野だけでなく、他分野における取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 データ分析および公表のため、有識者による助言の下で健康関連データだけでなく社会経済関係等の統計指標を用いることで、県民の健康・医療・介護に関するデータ整備および可視化を行う。また、データの利活用、E B P M（証拠に基づく政策立案）を目的としてダッシュボード化に向けた検討を行う。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業</p> <p>①令和6年度における対応 健康に関心が薄い若い世代にICT等を活用し正しい知識と健康への気づきを与え、行動変容に繋げるアプローチを若年世代自身が考え、包括的連携協定締結企業や大学と連携して取り組み、「自然に健康になれるまちづくり」を展開する。</p> <p>②次年度以降の対応 さらなる健康寿命の延伸に向けて、「健康なひとづくり」「健康なまちづくり」を「健康しが」共創会議参画団体等と連携し推進する。</p> <p>(4) 喫煙対策事業</p> <p>①令和6年度における対応 健康増進計画を踏まえ、各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および20歳未満の者への健康教育を実施する。また、「健康しが たばこ対策指針」を踏まえ、関係団体それぞれの役割を確認し、効率的・効果的な取組の推進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 上記指針に基づき、引き続きたばこ対策推進会議構成団体等と連携しながら、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および20歳未満の者や妊婦への喫煙防止教育を効果的に実施し、更なる喫煙率低下を目指す。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業</p> <p>①令和6年度における対応 「受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業」にて、健康に無関心な層も含めた県民にむけて受動喫煙の情報（健康影響や防止対策）を効果的に届けるため、SNSを活用した啓発を実施する。 また改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の強化について、たばこ対策推進会議構成団体等と連携し、引き続き周知啓発を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 受動喫煙対策が効果的に展開されるようイエローグリーンキャンペーン等を積極的に周知啓発するとともに、必要に応じて施設への指導等を実施する。 また、子どもの健康と安全を守り、受動喫煙のないまちづくりを促進するため「受動喫煙のない社会促進会議」と連携しながら効果的な取組を検討し実施する。</p> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 患者の療養支援を行う関係機関と連携して糖尿病の発症、重症化予防等に係る取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 「滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議」において、糖尿病の予防、早期発見、早期治療、合併症予防まで一貫した糖尿病対策ネットワークの構築を図る。</p> <p>(7) がん対策強化事業</p> <p>①令和6年度における対応 市町やがん診療連携拠点病院等への支援の充実を図る。 また、がん医療の均てん化を継続して進めるとともに、がんとの共生を図るため、就労、生殖、外見等の生活不安の軽減が図れるよう取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県がん対策推進協議会や専門部会、がん診療連携協議会等の協議の場を通じて、課題を明確にし、生活の苦痛が軽減できるように患者・家族と関係機関との協働を図る。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(8) がん計画推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 第4期がん対策推進計画の推進に向けた検討を滋賀県がん対策推進協議会や専門部会において実施する。がん診療連携拠点病院への支援を継続し、連携した取組を推進していく。②次年度以降の対応 第4期がん対策推進計画の進捗管理を行い、目標達成に向けた取組を推進していく。 <p>(9) がん検診推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 がん検診検討部会等において市町の実施する胃・子宮頸・乳・肺・大腸がん検診の精度管理等を引き続き行う。②次年度以降の対応 がん検診の受診率向上に向けた取組についてより一層の推進を図る。 <p>(10) がん対策推進基金事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 民間団体が行う啓発活動等が継続して実施できるよう、情報提供を行いながら、実施予定の事業に対して支援を行う。②次年度以降の対応 滋賀県がん対策推進協議会やがん患者団体など関係機関の意見を聴きながら、民間団体等と連携して行うがん対策事業の効果的な取組を促進する。 <p>(11) 循環器病対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 滋賀県循環器病対策検討会や2部会（脳血管・心疾患領域検討部会）において、第2期循環器病対策推進計画に基づく進捗評価に基づき、関係機関で共有して取組を推進する。②次年度以降の対応 第2期計画に基づき、循環器病患者の現状や医療提供体制等について評価・分析を進め、予防から再発予防に向けた取組について、より一層の推進を図る。 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(12) 医療情報 I C T化推進事業</p> <p>①令和 6 年度における対応 引き続きシステム運用にかかる経費を支援するとともに、利用施設に対してヒアリング等を実施することにより、システム利用にかかる好事例や課題の把握に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 医療情報連携ネットワークの安定的な運営に向けて、システムの利用拡大、将来構想についての議論を深め、N P O 法人の自立化に向けても支援していく。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課、健康しが推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>3 うつ・自殺対策の推進</p> <p>予 算 額 45,207,000 円</p> <p>決 算 額 42,939,543 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 【感】自殺対策推進事業 42,939,543 円</p> <p>○相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのほっと相談事業（対面相談） 相談件数 254件 ・こころの電話相談事業 相談件数 3,790件 ・こころのサポートしがLINE相談 相談件数 5,174件 <p>○啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間（9月）における街頭啓発 実施箇所 4カ所 ・自殺予防ポケットティッシュの配布 配布数 10,000個 ・SNS情報発信事業（リスティング広告） 広告表示回数 9,209,374回 広告クリック数 36,786回 <p>○人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー指導者養成研修 開催回数 1回 養成者数 17人 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修 開催回数 1回 受講医師数 19人 ・自死遺族支援研修 開催回数 1回 受講者数 31人 ・自殺未遂支援者研修 開催回数 1回 受講者数 17人 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町、民間団体の取組に対する助成 18市町、1団体 ・県自殺対策連絡協議会の開催 4回 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 【感】自殺対策推進事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響により自殺者が増加傾向にあるため、こころのほっと相談事業（対面相談）を継続するとともに、こころの電話相談事業を自殺予防相談電話と統合し、年間を通して10時から21時まで相談を受ける体制とした。また、令和3年度から実施しているこころのサポートしが（LINE相談）事業を継続するなど、相談体制の充実に取り組んだ。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭啓発を中止していたが、啓発カードを入れたポケットティッシュの配布による啓発を開始した。</p> <p>心がつらい、死にたい、寂しいなど検索した場合に相談先を案内するSNSを活用した情報発信事業を年間通して実施するなど相談窓口の周知を行った。</p> <p>滋賀県自殺対策連絡協議会、自殺未遂者支援部会において、滋賀県自殺対策計画に基づく各種施策の実施状況の把握と評価を、自殺統計分析部会において、自殺統計のデータ整理や分析の検討を行った。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|----------------------|----------------------|--------------------------|-------|--------------|---|--------------|--|--|---|---|----|---|---|----|---|---|----|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|---|-------|----------------|---------------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|-----------------|---------------|---------------|------------|
| | <p>滋賀県の自殺者数 【地域における自殺の基礎資料（確定値）：厚生労働省】</p> <table border="1" data-bbox="674 336 2033 451"> <thead> <tr> <th colspan="3">令 4</th> <th colspan="3">令 5</th> <th colspan="3">増加数（令 5－令 4）</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 8 1</td> <td>7 4</td> <td>2 5 5</td> <td>1 5 9</td> <td>7 5</td> <td>2 3 4</td> <td>△ 2 2</td> <td>1</td> <td>△ 2 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和 8 年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table data-bbox="674 523 1760 627"> <tr> <td>自殺死亡率（人口10万人対）</td> <td>令 4（策定時） （令 3） 15.4</td> <td>令 5 （令 4） 18.1</td> <td>目標値 （令 7） 13.2</td> <td>達成率 0％ （前年より 2.7増）</td> </tr> </table> <p>令和 8 年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table data-bbox="674 635 1671 699"> <tr> <td>ゲートキーパー養成研修受講者数</td> <td>令 4 2,944人</td> <td>目標値 2,000人</td> <td>達成状況 達成</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 【感】自殺対策推進事業</p> <p>県内の自殺死亡率（人口10万対）は平成30年以降増加に転じており、自殺者数は40代、50代が多いが、若年層の自殺が増加傾向にある。社会経済状況等の変化も踏まえ、自殺対策連絡協議会統計分析部会を通して更なる分析と対象の特性に応じた対策を図り、相談体制や相談窓口についての情報発信を継続することが重要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 【感】自殺対策推進事業</p> <p>①令和 6 年度における対応</p> <p>対面や電話による相談に加えて、令和 3 年度から実施している SNS を活用した相談窓口（「こころのサポートしが」LINE相談）についても継続して実施することで、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかり寄り添い、こころに悩みを抱える人を孤立させないよう体制を維持していく。</p> <p>また、SNS を活用した相談窓口に関する情報発信（リスティング広告）はリーフレット等の配布よりも広告が必要と思われる県民にダイレクトに表示されるため、継続して実施していく。</p> <p>令和 5 年 3 月に改定した滋賀県自殺対策計画に基づき若年層や自殺未遂者対策、調査研究等の推進を子ども若者部と連携しながら重点的に実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和 5 年 3 月に改定した滋賀県自殺対策計画に基づき、自殺者ゼロを目指して、滋賀県自殺対策推進センターを中心に、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。（障害福祉課）</p> | 令 4 | | | 令 5 | | | 増加数（令 5－令 4） | | | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 1 8 1 | 7 4 | 2 5 5 | 1 5 9 | 7 5 | 2 3 4 | △ 2 2 | 1 | △ 2 1 | 自殺死亡率（人口10万人対） | 令 4（策定時） （令 3） 15.4 | 令 5 （令 4） 18.1 | 目標値 （令 7） 13.2 | 達成率 0％ （前年より 2.7増） | ゲートキーパー養成研修受講者数 | 令 4 2,944人 | 目標値 2,000人 | 達成状況 達成 |
| 令 4 | | | 令 5 | | | 増加数（令 5－令 4） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 8 1 | 7 4 | 2 5 5 | 1 5 9 | 7 5 | 2 3 4 | △ 2 2 | 1 | △ 2 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自殺死亡率（人口10万人対） | 令 4（策定時） （令 3） 15.4 | 令 5 （令 4） 18.1 | 目標値 （令 7） 13.2 | 達成率 0％ （前年より 2.7増） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゲートキーパー養成研修受講者数 | 令 4 2,944人 | 目標値 2,000人 | 達成状況 達成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>4 生涯を通じた歯の健康づくり</p> <p>予 算 額 85,697,000 円</p> <p>決 算 額 79,483,477 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 歯科保健対策費 52,612,789 円</p> <p>ア 歯科保健啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔衛生啓発推進費補助事業 ・住民向けイベント開催 来場者 約 500人 ・県民向けラジオ放送 月 1 回 <p>イ 歯科保健医療体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児巡回歯科保健指導事業 18教室 244人 ・障害児（者）歯科治療事業 延べ患者数 2,286人 ・障害者通所施設歯科健診事業 96事業所 1,616人健診 ・障害者通所施設歯科保健指導事業96事業所 1,613人指導 <p>ウ 生涯歯科保健対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域歯科口腔保健推進事業 会議 8回、研修会 6回、123人受講 集団歯科保健指導 17事業所 ・歯科疾患予防対策啓発事業 歯周病に関する出前講演 8回実施 599人参加 フッ化物事業検討支援（歯科医師の派遣等）1市 2人派遣 <p>(2) 在宅歯科医療推進事業 26,870,688 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科診療のための多職種連携推進事業 検討会 2回、地域連携会議 4圏域4回、研修会 2回 145人受講 ・在宅療養支援のための歯科衛生士養成事業 研修会 3回 81人受講 ・在宅歯科診療機器整備事業 間接補助 31カ所 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類見直しにより、会議、研修会の開催回数が増え、歯科保健対策を本格的に開始することができた。</p> <p>また、滋賀県歯科保健計画を改定し、ライフステージに応じた歯科保健の推進、障害者（児）への支援、災害時の歯科保健について、歯科医師会、歯科衛生士会等関係団体と連携して取り組む体制を確認することができた。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>滋賀県歯科医師会が、地域包括ケアシステムの中で歯科医療関係者が担う役割について認識、実践し、また、在宅療養者に関わる多職種の専門職とともに検討を行うことで、在宅歯科医療の支援の充実に向けた取組を進めることができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 歯科保健対策費 新型コロナウイルス感染症の5類見直しに伴い、再開された歯科保健事業もあれば、今後の流行を見据えて、実施方法の検討が必要な事業もあり、感染症対策のもと各種の歯科保健対策を継続して構築する必要がある。 また、新たに策定された第6次歯科保健計画に基づき、住民自身の取組、歯科専門職による取組、行政等による集団への取組により歯科保健の推進を図る必要がある。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業 訪問歯科診療の利用は増加傾向にあるが、在宅歯科医療を更に推進していく上で、新たに訪問歯科診療を実施する歯科診療所への支援と併せて、これに携わる歯科衛生士の技術向上等への支援が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>①令和6年度における対応 引き続き感染防止対策を講じつつ、必要な治療や口腔管理にかかる事業が進められるよう、関係団体と連絡調整をして取組を推進していく。また第6次歯科保健計画に基づき、市町、保健所による歯科保健事業と歯科診療所による歯科医療を両輪として、地域に応じた口の健康を守る体制づくりを進める。</p> <p>②次年度以降の対応 第6次歯科保健計画に基づき、新たに設定した目標達成に向けて関係機関と連携を図りながら、取組を進める。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 継続して訪問歯科診療を行う歯科診療所の状況を周知する取組により、訪問歯科診療を取り入れる歯科診療所の増加を図る。 また、在宅療養支援に携わる歯科衛生士の増加や手技水準の向上を図り、在宅歯科医療の体制整備をさらに推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 地域課題や、学会等が示す新しい知見、感染症対策を講じた在宅療養支援の在り方の変化など、在宅歯科医療を取り巻く状況に留意し、柔軟な事業展開を行う。また、2025年問題の次の課題である、在宅歯科医療の維持を見据えた体制づくりへのシフトが必要となる。</p> <p style="text-align: right;">(健康しが推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>5 介護予防の推進</p> <p>予 算 額 10,250,000円</p> <p>決 算 額 9,439,974円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 地域支援事業推進のための市町支援事業 439,974 円 ア 地域包括ケアシステムの深化・充実に向けて、各市町の地域ケア会議の相互視察および意見交換を行うとともに、地域包括支援センター職員向けの研修会を実施した。 ・地域ケア会議に係る傍聴 6市町 ・地域包括支援センター研修会 1回 イ 介護予防リーフレットの配布 配布部数 10,355部</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 9,000,000 円 43カ所の単位老人クラブ・学区連合会等にて、健康づくり・認知症予防等に係る研修会・講習会等を開催した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 地域支援事業推進のための市町支援事業 他市町の地域ケア会議を傍聴することで自市町の地域ケア会議の課題解決に向けた取組を推進することができた。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう、高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、滋賀県老人クラブ連合会を通じ補助を行うことで、介護予防活動の充実につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 地域支援事業推進のための市町支援事業 地域支援事業の円滑な推進を支援するため、関係する職員の資質向上や各市町における取組の特徴を踏まえた個別支援を行う必要がある。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ、実施していく必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 地域支援事業推進のための市町支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 地域ケア会議に関わる職員を対象とした研修会の開催や地域ケア会議の相互視察・意見交換のフォローアップ等を通じて、各市町の地域ケア会議の更なる充実に向けて支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き地域支援事業に係る各市町の現状や課題等を把握しながら、市町のニーズを踏まえた支援を行う。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助</p> <p>①令和6年度における対応 高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、他のモデルとなるような活動を行う老人クラブを対象に活動に必要となる経費について支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>6 質の高い医療サービスの提供体制の整備</p> <p>予 算 額 598,824,000 円</p> <p>決 算 額 547,445,504 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 143,196,088 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療等協議会（検討部会） 4 回 ・総合周産期母子医療センター運営費補助 2 病院 ・地域周産期母子医療センター運営費補助 2 病院 ・周産期緊急搬送コーディネーター設置 1 病院 ・NICU等長期入院児支援事業費補助 3 病院 <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 102,766,579 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療地域医師等研修の実施 9 回 ・小児救急電話相談の実施 365日、電話相談件数 20,202件 ・小児救急医療支援事業補助 7 地域 <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 229,726,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター運営費補助 3 病院 <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 47,944,497 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報システムの運営 356,822アクセス <p>(5) 滋賀県災害医療体制強化事業 475,060 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近江塾（看護師のアドバンス研修）等の研修ならびに訓練の実施 10病院 <p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 22,196,353 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療ネットワーク調査研究事業 原子力災害対応要員のための基礎研修会（2回） 参加者29人 ・原子力災害医療人材育成支援事業 1 病院 ・原子力災害拠点病院等施設設備整備補助 原子力災害医療機器整備 ・原子力災害医療人材育成事業 スクリーニング人材育成のための研修会（2回） 参加者33人 <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 1,140,927 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーター研修の実施 1 回 参加者32人 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | |
|---------------|---|---------------|------|-----|-----|-----------|-----|-------|------|
| | <p>2 施策成果</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 新生児死亡率や周産期死亡率は変動があるものの改善傾向にある。周産期医療等協議会、周産期検討部会および地域の分娩体制在り方検討部会において、新型コロナウイルス感染症流行下における医療体制の振り返りも含めた周産期医療体制の現状や課題の共有等を行い、周産期保健医療体制の充実のため県内関係機関の連携強化を図った。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 計画的に小児救急医療地域医師等研修を開催でき、小児救急医療の診療に必要な専門知識の習得を図ることができた。 小児救急電話相談の件数も県内市町への啓発資材の配布やドクターヘリ見学会での啓発資材の配布等により前年度と比べて大幅に増加しており、電話相談の実施により保護者等の不安を解消するとともに、小児救急医療提供体制の確保を図ることができた。(即受診を薦めなかった割合は57.5%であり、適切な受診等を促し、医療機関の負担軽減を図ることができた。)</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 救命救急センターの運営に対して助成することで、365日24時間救急医療体制の維持・確保を図ることができた。</p> <p>令和8年度(2026年度)の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="705 949 1747 1018"> <thead> <tr> <th>救命救急センターの充実評価</th> <th>令5</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SおよびAの病院数</td> <td>4病院</td> <td>4病院/年</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 インターネットおよび電話・FAX案内により県民に医療機関の情報を随時提供し、適切な医療機関の選択の一助となった。また、各病院における日々の患者受入状況の入力率は99.6%となっており、消防本部へ最新の空床情報を提供することにより、適切な救急搬送に資することができた。</p> | 救命救急センターの充実評価 | 令5 | 目標値 | 達成率 | SおよびAの病院数 | 4病院 | 4病院/年 | 100% |
| 救命救急センターの充実評価 | 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | |
| SおよびAの病院数 | 4病院 | 4病院/年 | 100% | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|------|-----|-----|----|------|------|----|-----|-----|----|------|------|
| | <p>(5) 滋賀県災害医療体制強化事業 近江塾（看護師のアドバンス研修）等種々の研修および訓練の実施により、県内のDMAT（災害派遣医療チーム）の技能・知識の維持および向上ならびに消防等関係機関との連携強化を図ることができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標 大規模災害を想定した訓練（※）の実施 ※DMATと連携した保健医療福祉活動の総合調整を行う、保健医療福祉調整本部運営訓練の実施</p> <table border="0"> <tr> <td>令5</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>1回/年</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療ネットワークの構築および原子力災害医療にかかる施設・設備の整備ならびに人材育成により原子力災害医療体制の充実を図ることができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標 大規模災害を想定した訓練（※）の実施 ※原子力災害拠点病院等と連携した避難中継所等での医療救護活動等の訓練の実施</p> <table border="0"> <tr> <td>令5</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>1回/年</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 研修の実施により災害医療コーディネーターが、災害発生時に必要な医療資源を円滑に提供するための資質向上・業務の標準化を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 安心・安全な周産期保健医療体制を継続するため、産科医の高齢化や医師の働き方改革の影響等による分娩取扱医療機関の減少を想定し、安全な分娩場所の確保に向けた分娩の在り方や、現在の周産期死亡率、新生児死亡率を維持するための周産期医療体制について、継続した取り組みを推進する必要がある。</p> | 令5 | 目標値 | 達成率 | 1回 | 1回/年 | 100% | 令5 | 目標値 | 達成率 | 1回 | 1回/年 | 100% |
| 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | | | | | | |
| 1回 | 1回/年 | 100% | | | | | | | | | | | |
| 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | | | | | | |
| 1回 | 1回/年 | 100% | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 夜間・休日における不要・不急な病院受診を減少させ、小児科医師の負担軽減を図るため、引き続きイベント等も活用した周知活動を行い、小児救急電話相談（#8000）の認知度向上への取組、かかりつけ医を持つことの重要性や適正受診の普及啓発、小児救急電話相談の利用促進に向けた啓発の継続に努める必要がある。</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 引き続き救命救急センターの運営に対して助成を行い、365日24時間いつでも重篤な救急患者を受け入れる体制の維持・確保を図る必要がある。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 令和6年度のシステムの改修に伴い、多数傷病者発生時における受入可能人数の入力機関を災害医療拠点病院（10病院）から救急告示病院（31病院）に拡大するため、発災時に備えて平時から入力方法等の周知に努める必要がある。</p> <p>(5) 滋賀県災害医療体制強化事業 関係機関との連携、情報共有を密にするとともに、感染症対応や新たな課題にも対応できるよう、DMAT隊員の資質向上を図っていく必要がある。</p> <p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療マニュアルを適宜見直し、原子力災害医療関係者の研修・訓練の実施を継続していく必要がある。また、原子力災害の特性から本県内での対応にとどまらず、国や他府県との連携の強化、および国の交付金を活用して施設・設備を整備し、体制整備を図っていく必要がある。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 滋賀県災害医療コーディネーター全員が統括・調整の知識を獲得し、当該体制の標準化を図り、また最新の知識を得るため引き続き研修を実施する必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>地域全体で周産期医療を提供できる体制の構築のため、滋賀県の周産期保健医療の現状について調査を行うとともに、災害時にも対応した安心・安全な周産期医療体制の構築のための検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>県内4つの周産期医療提供体制ブロックごとの地域の実情や、災害時の対応も含めた周産期医療体制の構築について検討を行い、県内産科医療機関等の関係機関との連携強化と分娩場所の確保について継続した取組を図る。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>小児救急電話相談（#8000）の認知度を上げるため、啓発資材を作成し、関係機関への配布やイベント等での配布等、機会を捉えて普及啓発を行う。（小児救急電話相談（#8000）の認知度：43.6%（令和5年度県政モニターアンケート））</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>関係機関との連携や広報の機会を捉えて小児救急電話相談事業の普及啓発に努めるとともに、地域に応じた小児救急医療支援事業を継続し、小児救急医療体制の確保を図る。</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>県内すべての重篤な救急患者に対する365日24時間受入体制を維持・確保するため、救命救急センターの運営費について補助を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>365日24時間体制で重篤な救急患者の受入体制の維持・確保を図るため、引き続き、救命救急センターの運営の支援に努めていく。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>システム改修により、多数傷病者発生時における通知機能および入力督促機能を強化することで、救急告示病院の受入可能人数入力を促進する。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>②次年度以降の対応 病院、消防機関に対して、研修等によりシステム利用方法の周知を図り、さらなる活用促進に努める。</p> <p>(5) 滋賀県災害医療体制強化事業</p> <p>①令和6年度における対応 看護師のアドバンス研修に加え、ロジスティクス研修として近江塾を実施し、DMAT隊員の更なる資質向上を図るとともに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）操作研修や受援研修等の実施により災害時の円滑な情報共有を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 これまで整備してきた物的、人的資源が円滑に機能するよう、研修や訓練等を充実させ、災害・感染症医療業務従事者の資質向上を図る。また、研修や訓練等を通じて、関係機関・団体との顔の見える関係を構築する等、相互理解や連携強化を図る。</p> <p>(6) 原子力災害医療体制整備事業</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県原子力防災訓練等に参加し、原子力災害医療体制の検証を行うとともに、原子力災害医療マニュアルの見直しを行う。 また、国の交付金制度を活用して、原子力災害拠点病院の設備整備等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 原子力災害医療マニュアルの見直し、研修、訓練の実施により、原子力災害医療体制の充実を図る。 また、県内原子力災害拠点病院等の役割分担を見直し、国の交付金・補助金制度を活用して、役割分担に応じた施設・設備整備を支援し、対応能力の向上を図る。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業</p> <p>①令和6年度における対応 研修の受講率を100%に近づけることが災害医療コーディネート体制の充実につながることから、研修実施時期の早期周知など、受講しやすい環境づくりに努める。</p> <p>②次年度以降の対応 研修受講率を向上させるために、これまでの実績を検証しながら研修実施時期や研修日程を工夫する。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課、健康危機管理課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>7 医師等確保の総合的な対策の推進</p> <p>予 算 額 774,286,000 円</p> <p>決 算 額 749,420,913 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 262,726,884 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手医師、研修医向け研修会の開催 1 回 ・臨床研修1年目研修医向け研修会の開催補助 1 件 ・医師の復職支援等研修事業補助 2 件 ・産科医等確保支援事業補助 15医療機関 ・医学生への修学資金の貸与 67人 ・医師キャリアサポートセンターの運営 修学資金等貸与医師の県内病院配置 30人 <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 486,694,029 円</p> <p>ア 看護職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修補助 35病院 ・看護職員資質向上推進事業 研修責任者研修 4日間 修了者22人 教育担当者研修 4.5日間 修了者54人 看護管理者研修 参加者44人 地域看護ネット会議開催 計56回（7圏域） 地域看護ネット合同研修会 参加者88人（7圏域） ・認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業補助 14施設 31人 ・助産師キャリアアップ応援事業 4日間 修了者26人 ・助産師出向支援事業 出向者数 9施設 13人 <p>イ 看護職員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所運営費補助 6校 ・実習指導者講習会開催事業 実習指導者講習会 修了者65人 実習指導者講習会（特定分野） 修了者11人 <p>ウ 看護職員の確保定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所運営費補助 29病院 ・看護師等学校養成所の在学生への修学資金貸与 161人 ・県立看護師等養成所の在学生への授業料資金貸与 342人 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|----------|--------------|------------|-----------|------------|------------|---------------------------|----|-----|-----|--|------|-------|------|
| | <p>エ 潜在看護力の活用 ・ ナースセンター事業</p> <table data-bbox="1429 341 2018 443"> <tr> <td>ナースバンク事業</td> <td>相談件数 36,893件</td> </tr> <tr> <td>サテライトの設置運営</td> <td>相談件数 546件</td> </tr> <tr> <td>リスタートナース研修</td> <td>3回 修了者 41人</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 平成19年度から総合的な医師確保対策事業に取り組んできた結果、令和5年度の県内病院勤務医師数は1,991人と平成19年度と比較して620人増加した。また、県内の医療機関での就業義務がある修学資金等貸与医師数（就業義務年限中の者を含む。）は151人と令和4年度末から7人増加した。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table data-bbox="734 727 1883 794"> <tr> <td>臨床研修医採用数の維持（次年度の臨床研修医採用数）</td> <td>令5</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>119人</td> <td>110/年</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>ア 看護職員の資質向上 新人職員をはじめ幅広い階層の看護職員を対象とした各種研修の実施により、看護職としての専門性を高めることができた。</p> <p>イ 看護職員の養成 看護職の魅力を発信する動画のデジタルプロモーションや看護師等養成所への運営費補助等により、令和6年4月には555人の入学者を確保するとともに、令和6年3月卒業生560人のうち400人が看護職員として県内に就職した。また、実習指導者養成講習会を実施し実習指導者76人の養成を行うことにより、看護基礎教育の充実を図ることができた。</p> <p>ウ 看護職員の確保定着 令和5年度は、修学資金貸与者の82.3%、授業料資金貸与者の92.5%を県内医療機関等の就業につなげることができた。また、病院の常勤看護職員の離職率は10.7%であり、目標とする10%前後を維持することができた。</p> | ナースバンク事業 | 相談件数 36,893件 | サテライトの設置運営 | 相談件数 546件 | リスタートナース研修 | 3回 修了者 41人 | 臨床研修医採用数の維持（次年度の臨床研修医採用数） | 令5 | 目標値 | 達成率 | | 119人 | 110/年 | 100% |
| ナースバンク事業 | 相談件数 36,893件 | | | | | | | | | | | | | | |
| サテライトの設置運営 | 相談件数 546件 | | | | | | | | | | | | | | |
| リスタートナース研修 | 3回 修了者 41人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 臨床研修医採用数の維持（次年度の臨床研修医採用数） | 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | | | | | | | |
| | 119人 | 110/年 | 100% | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>エ 潜在看護力の活用 ナースセンターにおいて求職者からの36,893件の相談に対応し、210人の就業につなげることができた。また、今後の有事への備えや就業促進に繋げることを目的に、しがサポートナースプロジェクトを常設し、431人のサポートナース登録者を確保することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 国が示した医師偏在指標では、本県は医師中程度都道府県（19位／47都道府県）に位置付けられたが、医師偏在指標は医師の相対的な偏在状況を示すものであり、国の推計では令和6年度時点において全国で約1万人の医師が不足するとされていることから、現時点において医師が充足している状況ではない。また、県内でも二次保健医療圏域や診療科によって医師の偏在があるため、令和6年3月に改定した「滋賀県医師確保計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）に基づき、二次保健医療圏ごとの地域医療構想や令和6年4月から本格的に始まった医師の働き方改革の進捗も踏まえ、引き続き医師の確保や偏在是正に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 令和元年度に国が公表した看護職員需給推計において、本県では令和7年において709人～2,097人の看護職員が不足すると推計されており、県内の高齢者人口がピークを迎えると見込まれる令和27年まで看護ニーズは高まっていく。 また、在宅医療の推進や医師の働き方改革に伴う医療のタスク・シフト／シェアにより、今後ますます看護の質の向上が求められることから、地域や領域による偏在にも留意し、量と質の両面から看護職員の確保に取り組む必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>今年度から滋賀医科大学の地域枠を増員し、本県の地域医療に貢献する医師の養成を強化するほか、医師の働き方改革を踏まえた労働時間の短縮や勤務環境の改善に取り組む医療機関への支援を充実することにより、医師の定着を促進する。また、自治医科大学卒業医師を対象としたキャリア形成プログラムの策定や、医師少数区域等での勤務を推進するための支援を行うなど、偏在の是正に向けた取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>「滋賀県医師確保計画」に基づき、医師の働き方改革への対応や県内の実情を踏まえた実効性のある取組を進め、将来にわたって良質かつ適切な医療を効果的に提供するための医師の安定的な確保および地域・診療科偏在の是正に向けた総合的な取組を一層進めていく。</p> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>地域医療のリーダーとなる看護職の養成と県内定着を促進するため、県内看護系3大学と連携し、新たに「看護地域枠制度」を開始するほか、県内の看護職の質の向上を図るため、認定看護師の育成および特定行為研修への受講促進のための支援を充実するとともに、県内看護師等学校養成所の実習先確保に向けた検討を進めるなど、資質の高い看護職の養成・育成に向けた取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>「滋賀県保健医療計画」に基づき、看護職実態調査の結果をはじめ現場の声や県内の実情を踏まえた実効性のある取組を進め、将来の地域医療を見据えた看護職の安定的な確保に向けた総合的な取組を一層進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>8 感染症対策の推進</p> <p>予 算 額 77,340,000 円</p> <p>決 算 額 74,353,782 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業 15,444,359 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検査 受付件数 1,415件 (保健所、委託医療機関) ・初回精密検査助成 申請件数 11件 ・定期検査助成 申請件数 延べ 26件 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 支払件数 16件 <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業 44,079,110 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払件数 3,075件 ・受給者証交付件数 891件 <p>(3) 風しん対策推進事業 13,099,123 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しん抗体検査 1,983件 (委託医療機関) ・予防接種助成件数 461件 (16市町) <p>(4) 先を見据えた感染症対策の推進 1,731,190 円</p> <p>各関係機関が連携して危機事案発生時に迅速に対応できるよう滋賀県感染症予防計画を改定した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業</p> <p>保健所および委託医療機関で検査を実施し、肝炎ウイルス感染者の早期発見に努めた。検査陽性者のフォローアップを実施し、初回精密検査費用を助成することで検査陽性者を早期に医療につなげることができた。定期検査費用を助成することで定期的な病状把握につながった。</p> <p>また、肝がん・重度肝硬変患者の医療費を公費負担し、患者の臨床データを国へ提供することで、国が進める肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進に寄与した。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <p>肝炎インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(3) 風しん対策推進事業 医療機関で風しん抗体検査を実施し、必要な人に予防接種を勧奨するとともに、市町への予防接種費用の助成をすることで先天性風しん症候群の発生リスクを軽減することができた。</p> <p>(4) 先を見据えた感染症対策の推進 医療・福祉等の関係団体からなる滋賀県感染症対策連携協議会を開催し、滋賀県感染症予防計画を改定した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業 ウイルス性肝炎は症状が顕在化しない場合があるため、引き続き、感染者の早期発見と重症化の予防を推進していく必要がある。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業 公費負担制度について関係者に周知し、肝硬変・肝がんの予防および肝炎の感染防止のため、引き続き、肝炎患者の早期治療を促進する必要がある。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業 国の「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、風しんおよび先天性風しん症候群の発生予防とまん延防止を図るため、引き続き、必要な方に対する抗体検査、情報提供および予防接種の勧奨を行う必要がある。</p> <p>(4) 先を見据えた感染症対策の推進 滋賀県感染症予防計画に定めた医療提供体制の実効性を担保するため、平時からの体制整備を行っていく必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>肝炎ウイルス検査の受検、初回精密検査および定期検査費用助成について、県HP、広報誌やSNS等各種媒体による広報や医療講演会の場等も活用して説明し、制度の周知を図る。</p> <p>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、助成申請者が少ないため、肝炎医療コーディネーターなどを対象に勉強会を実施し、制度の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和6年度に実施する事業内容および啓発等の内容を検証し、より効果的な事業の実施につなげる。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>県HPを活用して公費負担制度の周知を図るとともに、窓口となる保健所と連携して円滑に制度を運用していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努め、制度を安定的に運用する。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>市町、県内量販店へのチラシの配布および県HP、広報誌やSNS等各種広報媒体を活用して制度の周知を図り、必要な方に抗体検査を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和6年度に実施する事業内容および啓発等の内容を検証し、より効果的な事業の実施につなげる。</p> <p>(4) 先を見据えた感染症対策の推進事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>滋賀県感染症予防計画に基づく医療措置協定等を締結するとともに、次期新興感染症発生に備えた訓練を実施することで、医療提供体制の充実強化を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>滋賀県感染症予防計画に定めた数値目標について、その進捗状況を滋賀県感染症対策連携協議会に定期的に報告するとともに、人材育成や訓練を継続し、医療提供体制の充実強化を図る。</p> <p style="text-align: right;">(健康危機管理課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>9 新型コロナウイルス感染症等への対応</p> <p>予 算 額 13,778,310,000 円</p> <p>決 算 額 11,885,634,187 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p><医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業 6,222,148,140 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院病床を確保した医療機関を支援 52医療機関 488病床（最大確保時） ・入院待機施設の設置 入所者数 5人 <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援 117,185,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助 30医療機関 入院患者を受け入れるため、個人防護具や簡易陰圧装置等の整備に要する経費を補助 <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営 60,288,970 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症患者の療養先および搬送手段を調整 療養先調整人数（入院・宿泊療養）： 611人 ・災害医療コーディネーター（DMAT等）による支援 医師： 延べ 139回 看護師： 延べ 38回 業務調整員： 延べ 50回 ・患者移送 件数 165件 <p>(4) 【感】医療従事者等への支援 15,701,025 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者勤務環境改善支援事業費補助 16医療機関 医療機関が医療従事者等に対して、支給する特殊勤務手当等に要する経費を補助 ・感染症指定医療機関等病床利用促進事業費補助 4 医療機関 医療従事者の負担軽減を目的として、患者退院後の病室清掃を外部委託するための経費を補助 ・クラスター発生時等看護師派遣支援金支給 クラスターが発生した医療機関に看護師を派遣するための支援金を支給 看護師派遣の制度周知・マネジメントを滋賀県看護協会へ委託 <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） 735,872,798 円</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者の入院時または宿泊療養時等における医療費を公費負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院 支払件数 6,344件 ・宿泊療養、自宅療養および治療薬 支払件数 33,796件 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（PCR検査業務委託を含む） 9,143,930 円 新型コロナウイルス感染症の早期発見、感染拡大防止を目的に疑い患者等に対して保健所でPCR検査等を実施 ・PCR検査業務委託契約 検査数 336件（委託数：3者）</p> <p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業 3,932,143 円 県民が身近で検査が受検できるよう医療機関の協力を得て、地域外来・検査センターを設置 ・地域外来・検査センターの設置および運營業務委託契約 検査数 10件（委託数：3者）</p> <p>(3) 【感】公費負担制度（PCR等検査費） 99,677,884 円 新型コロナウイルス感染症が疑われる者に対する検査費用を公費負担 ・PCR等検査 支払件数 62,166件</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 291,588,439 円 高齢者施設等において、発熱等の症状を有する利用者が判明した場合に管理者判断で検査を受検できる体制を整備 ・利用施設数 512施設 ・PCR検査人数 23,726人</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 23,516,680 円 ・感染拡大期において、全県で高齢者施設等に対して、一斉に検査できる体制を整備 1回目：令和5年8月7日～令和5年9月3日 検査実施施設数 473施設 抗原定性キット検査人数 12,091人 2回目：令和6年1月15日～令和6年1月28日 検査実施施設数 214施設 抗原定性キット検査人数 12,177人</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】 宿泊療養体制確保事業 1,682,145,489 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等にかかる宿泊療養施設を設置 3施設 309室 (最大確保時) ①ホテルピアザびわ湖 16室 開設日：令和4年5月2日 入所者数 92人 ②ホテルルートイン草津栗東 277室 開設日：令和3年7月15日 入所者数 32人 ③ヴォーリズ記念病院 16室 開設日：令和4年12月13日 入所者数 106人 <p>(2) 【感】 自宅療養体制整備事業 272,331,128 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者に対して食料品を支給 212人 (346セット) ・自宅療養者に対する健康観察業務 対象件数 35人 (委託数：3者) <p>(3) 【感】 新型コロナウイルス感染症対応業務派遣事業 778,959,637 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者等支援センターの設置 設置日：令和4年7月8日 相談件数 6,563件 ・県庁・保健所派遣 期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日 3,585人 <p>(4) 【感】 福祉施設に対するかかり増し経費補助 423,564,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 介護サービス継続支援事業費補助金 206法人 感染者が発生した介護サービス事業所等が、安定的に介護サービス提供を行うための経費を補助 イ 障害福祉サービス確保のための支援事業費補助金 22法人 感染者が発生した障害福祉サービス事業所等が、安定的に障害福祉サービス提供を行うための経費を補助 <p>(5) 【感】 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 58,449,384 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 専門相談窓口の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・副反応等医学的見地が必要な相談を受ける専門相談窓口を開設 期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日 相談件数 2,729件 うち外国語対応件数 1件 ・副反応協力医療機関の整備：県内9医療機関 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>イ 接種にかかる周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副反応等の専門相談窓口の案内および新型コロナワクチン接種にかかる広報 びわこ放送テレビCM作成・放送（30秒）： 計2種類、285回放送 県内新聞6紙折り込みチラシ作成・配布： 3回 若年層向け動画作成、SNS広告： 計2種類 <p>(6) 【感】検査キット配布・陽性者登録センター・診断後申告窓口 193,165,280 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来診療のひっ迫を防ぐため、有症状者に対して検査キットの配布等を実施 検査キット配布数：4,721件 陽性者登録数：403件 申告窓口登録数：2,009件 <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 211,044,306 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状が発生した場合に365日24時間相談できる受診・相談センターの設置および運営 相談件数 14,435件 <p>(2) 【感】自殺対策推進事業 2,718,500 円</p> <p>ア 相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのほっと相談事業（対面相談）【再掲】 相談件数 254件 ・こころの電話相談事業【再掲】 相談件数 3,790件 ・こころのサポートしがLINE相談【再掲】 相談件数 5,174件 <p>イ 啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間（9月）における街頭啓発【再掲】 実施箇所 4カ所 ・自殺予防ポケットティッシュの配布【再掲】 配布数 10,000個 ・SNS情報発信事業（リスティング広告）【再掲】 広告表示回数 9,209,374回 広告クリック数 36,786回 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 608,000 円 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 在宅で生活する障害者や家族等が新型コロナウイルスに感染するなどして、在宅での生活中、通常のサービスの提供が困難となった場合に、感染対策を講じた上で必要なサービスを継続して実施することで地域での生活を支援した。 ・支援実施件数：3件3人</p> <p><原油価格・物価高騰対策></p> <p>(1) 原油価格・物価高騰対策事業 442,710,557 円 光熱費の負担が大きい特別高圧電力を利用する医療機関および企業庁ならびに入院患者の食材料費高騰の影響を受ける医療機関に対して支援金を支給 ア 医療機関 特別高圧電力支援機関 3機関、食材料費支援機関 81機関 イ 企業庁</p> <p>(2) 食料品価格高騰対策事業 240,882,897 円 食料品価格高騰の影響を受ける介護・障害福祉サービス事業所に支援金を支給 ア 介護サービス事業所 358事業所 イ 障害福祉サービス事業所 26事業所</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>2 施策成果</p> <p><医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業 病床・宿泊療養施設確保計画に基づき感染状況に応じた適切な病床を確保し、症状の重い方や重症化リスクの高い方など入院治療が必要な方が入院できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援 陽性患者を受け入れる病院に対して、个人防护具や簡易陰圧装置等の必要な設備の整備に対して支援を行い、新型コロナウイルス感染症に対応できる医療提供体制を整備することができた。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営 適切なリスク判断に基づき、適時・適切な療養先・搬送調整を実施することができた。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援 新型コロナウイルス感染症に対応するため支給する特殊勤務手当に要する経費を補助するとともに、清掃業務を外部に委託するために要する経費を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の治療に従事する方々を支援することができた。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） 新型コロナウイルス感染症の治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（PCR検査業務委託を含む） 新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査について、検査検体数が増加した場合等、検査需要に応じて柔軟に対応できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業 新型コロナウイルス感染症にかかる検査が必要と判断された者に対して、地域医師会員からの紹介・予約を受けて円滑にPCR検査をするための体制を確保した。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(3) 【感】公費負担制度（PCR等検査費） 新型コロナウイルス感染症の検査にかかる費用を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 高齢者施設や障害者施設等において、風邪様症状者が発生した場合に早期に介入することで新型コロナウイルス感染症のクラスターの早期検知に努め、感染拡大の大規模化を抑止することができた。</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 感染拡大地域において高齢者施設等に対する一斉検査を集中的に実施し、感染者の早期発見・感染拡大の抑止に努めた。</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養でき、必要に応じて中和抗体薬、経口治療薬の投与等の医療行為が可能な宿泊施設を設置・運営することにより、安心して療養できる体制を強化することができた。また、医療機関の負担を軽減し、特に入院が必要な者に対する病床を確保することができた。 重症化リスクを有するなど特別な配慮を要するため、見守りや手助けが必要な高齢の軽症患者を受け入れる宿泊療養施設を運営することで、病床がひっ迫することを避けられた。</p> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業 自宅で療養する陽性者に対して必要に応じて食料品の支給を実施し、リスクの高い方を中心に訪問看護事業所等に委託することにより、効果的な健康観察を実施した。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症対応業務派遣事業 新型コロナウイルス感染拡大時等において保健所業務のひっ迫を防ぎ、重症化リスクの高い感染者等、真に支援が必要な自宅療養者等に対して迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制を強化することを目的とし、自宅療養者等の健康観察等、体調不良時等の相談・入院等調整対応、パルスオキシメーターの配送、療養証明書の発行等の業務を外部委託した。また、公表業務、調査・検査業務、食料支援業務や自宅療養者へのファーストタッチ、陽性者管理台帳の作成等の業務についても外部委託した。 保健所業務のひっ迫が改善されることで、ハイリスク者への確実な対応や保健所でなければ対応が困難な業務に対応できる体制を構築できた。</p> <p>(4) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助 施設が感染症対策を徹底しつつサービスを継続的に提供できるよう、感染症対策にかかるかかり増し経費を支援するとともに、サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援した。</p> <p>(5) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 市町と連携しつつ、副反応の相談体制の確保や市町の接種体制の支援など、県民等へのワクチン接種の実施に必要な体制の確保を行うことができた。</p> <p>(6) 【感】検査キット配布・陽性者登録センター・診断後申告窓口 県内に居住している有症状者に対して検査キットを配布し、外来受診を経ることなく迅速に療養に繋げる仕組みを導入したことで外来の負担を減らすことができた。併せて発生届の対象外の患者が自己申告をすることにより、県が患者情報を把握、速やかに必要な療養と支援に繋げることができた。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 看護師等の資格を有する者を配置し、県民等からの受診相談を含む新型コロナウイルス全般の質問に応じることにより、発熱者等を医療機関受診に繋げるとともに、県民等の不安を解消することができた。</p> <p>(2) 【感】自殺対策推進事業 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、生活への不安や孤立などから自殺者が増加していることを受け、夜間休日の対面相談やLINEによる相談、リスティング広告による相談窓口の案内など相談支援の強化を図ることができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 本人や同居家族等が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合においても、地域での生活に必要な支援を実施することができた。</p> <p><原油価格・物価高騰対策></p> <p>(1) 原油価格・物価高騰対策事業 原油価格・物価高騰の影響を軽減し、医療機関および企業庁の安定運営に寄与することができた。</p> <p>(2) 食料品価格高騰対策事業 食料品価格高騰の影響を軽減し、介護・障害福祉サービス事業所の安定運営に寄与することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p><医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業 次期新興感染症が発生した場合において、医療提供体制を整備するためには、病床の確保が不可欠であることから、病床確保に係る医療措置協定の締結を進めていく必要がある。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援 次期新興感染症が発生した場合に備え、入院医療提供体制の維持または強化のために必要な備品設備を整備する必要がある。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営 次期新興感染症が発生した場合に備え、特に配慮を要する患者についての療養先および搬送調整体制の充実を図る必要がある。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援 次期新興感染症が発生した場合において、一部の医療従事者へ負担が偏らないよう、医療従事者の確保および派遣体制の整備を行う必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） 入院等医療費の公費負担制度については国の方針に伴い、令和5年度をもって事業は終了している。</p> <p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（PCR検査業務委託を含む） 次期新興感染症が発生した場合に備え、平時からの検査体制の構築を行う必要がある。</p> <p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業 次期新興感染症が発生した場合に備え、平時からの検査体制の構築を行う必要がある。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度（PCR等検査費） 検査に係る公費負担制度については、国の方針に伴い令和5年5月7日をもって事業は終了している。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 次期新興感染症が発生した場合に備え、平時からの検査体制の構築を行う必要がある。</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 次期新興感染症が発生した場合に備え、平時からの検査体制の構築を行う必要がある。</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業 次期新興感染症が発生した場合に備え、民間宿泊業者等と感染症の発生およびまん延時の宿泊療養の実施に関する協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行う必要がある。</p> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業 次期新興感染症が発生した場合においても、自宅で療養する重症化リスクの高い患者に確実に対応できるよう、平時から外部委託を含めた体制構築を検討する必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症対応業務派遣事業 次期新興感染症が発生した場合に、自宅療養者等に対する健康観察、生活支援等を行う体制を速やかに構築するため、保健所業務のICT化を進めるとともに平時から外部委託を含めた体制構築を検討する必要がある。</p> <p>(4) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助 引き続き、職員の感染症対策の徹底を図るための助言や指導を行い、安定的なサービス提供に向けた環境を整える必要がある。</p> <p>(5) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 令和5年度までは特例臨時接種として全額国庫負担で実施されたが、令和6年度からは高齢者等を対象とした定期接種に変更され、秋冬に実施することとされた。すべての年代で接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はなくなり、定期接種の対象者であっても原則一部自己負担が必要となり、任意接種は全額自己負担となる。接種費用の見込み額は15,300円程度と高額であり、令和6年度の定期接種については国から市町に助成金 8,300円が支給されるが、令和7年度以降も助成が継続されるかは未定となっている。</p> <p>(6) 【感】検査キット配布・陽性者登録センター・診断後申告窓口 次期新興感染症が発生した場合に備え、平時からの検査体制の構築を行う必要がある。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 国の方針に伴い令和5年度をもって事業は終了している。</p> <p>(2) 【感】自殺対策推進事業 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う社会経済状況等の変化により自殺者が増加傾向にあることから、令和2年度に強化した相談体制や相談窓口についての情報発信を引き続き継続することが必要である。 特に、若年層の自殺者や自殺未遂者が減少しないことから、効果的な対策を行う必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 5類移行後も急な支援の実施が必要になった場合に適切な対応ができるよう、相談支援体制の確保に努める必要がある。</p> <p><原油価格・物価高騰対策></p> <p>(1) 原油価格・物価高騰対策事業 医療機関は公定価格で運営されており、利用者への転嫁は困難であることから物価高騰の状況が継続すればサービスの低下や職員処遇への悪影響が懸念される。 また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援は自治体への配分額が限られ、一過性の支援となることや全国一律ではないことから、事業者支援の継続性、公平性に課題がある。</p> <p>(2) 食料品価格高騰対策事業 介護・障害福祉サービスは公定価格で運営されており、利用者への転嫁は困難であることから物価高騰の状況が継続すればサービスの低下や職員処遇への悪影響が懸念される。 また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援は自治体への配分額が限られ、一過性の支援となることや全国一律ではないことから、事業者支援の継続性、公平性に課題がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p><医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県感染症予防計画に基づく医療措置協定を締結し、次期新興感染症が発生した場合の病床の確保を行うとともに、滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を通じて、確保した病床の運用について検討する。</p> <p>②次年度以降の対応 改定した滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、医療機関と訓練・研修を実施し、連携を深める。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県感染症予防計画に基づく医療措置協定を締結し、次期新興感染症が発生した場合の入院医療機関の確保を行うとともに、協定を締結した医療機関が行う施設・設備の整備を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 国の方針を注視しながら、入院医療機関における医療提供体制を確保するための施設および設備の整備への支援を検討する。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県感染症予防計画に基づく医療措置協定等を締結し、療養先および搬送調整体制の構築を図るとともに、滋賀県感染症対策連携協議会等において、特に配慮を要する患者についての調整体制の検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県感染症対策連携協議会等を活用し、療養先および搬送調整体制の充実を図る。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県感染症予防計画に基づく医療措置協定を締結し、次期新興感染症が発生した場合に対応できる人材の確保および派遣体制を構築する。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県感染症対策連携協議会等を活用し、人材の確保および派遣体制の充実を図る。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費）</p> <p>①令和6年度における対応 国の方針に伴い令和5年度をもって事業は終了しているため、問い合わせ等があった場合に入院等医療費の公費負担制度が終了した旨を説明する。また、公費に係る診療報酬の請求について令和6年度中に完了させるため、請求事務について関係団体を通じて医療機関へ周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 事業は行わない予定である。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（PCR検査業務委託を含む）</p> <p>①令和6年度における対応 令和6年度以降は事業を行わない予定であるが、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次期新興感染症が発生した場合に備えるため、検査機関と検査措置協定を締結すること等により、平時からの検査体制の確保を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 協定を締結した検査機関と連携して平時からの検査体制の充実を図る。</p> <p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業</p> <p>①令和6年度における対応 令和6年度以降は事業を行わない予定であるが、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次期新興感染症が発生した場合に備えるため、より検査に特化しアクセス性の向上した検査センターを設置できる体制の構築を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 次期新興感染症が発生した場合に備え、平時からの検査体制の充実を図る。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度（PCR等検査費）</p> <p>①令和6年度における対応 5類移行に伴い令和5年5月7日をもって事業は終了しているため、問い合わせ等があった場合にPCR等検査費の公費負担制度が終了した旨を説明する。また、公費に係る診療報酬の請求について令和6年度中に完了させるため請求事務について関係団体を通じて医療機関へ周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 事業は行わない予定である。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス</p> <p>①令和6年度における対応 令和6年度以降は事業を行わない予定であるが、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次期新興感染症が発生した場合に備えるため、事業立ち上げに必要なマニュアルの作成や、より効果的な運営方法等について検討する。</p> <p>②次年度以降における対応 次期新興感染症が発生した場合に備え、マニュアル等の充実を図る。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(5) 【感】 高齢者施設等の一斉検査</p> <p>①令和6年度における対応 令和6年度以降は事業を行わない予定であるが、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次期新興感染症が発生した場合に備えるため、事業立ち上げに必要なマニュアルの作成や、より効果的な運営方法等について検討する。</p> <p>②次年度以降における対応 次期新興感染症が発生した場合に備え、マニュアル等の充実を図る。</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】 宿泊療養体制確保事業</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県感染症予防計画に基づき、民間宿泊業者等と感染症の発生およびまん延時の宿泊療養の実施に関する協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 継続して民間宿泊業者等と感染症の発生およびまん延時の宿泊療養の実施に関する協定の締結を進め、平時から宿泊施設の確保を行う。</p> <p>(2) 【感】 自宅療養体制整備事業</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県感染症予防計画に基づく医療措置協定を締結し、次期新興感染症が発生した場合に自宅で療養する重症化リスクの高い患者に対応できる体制の構築を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県感染症対策連携協議会等を活用し、自宅療養者に対する支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 【感】 新型コロナウイルス感染症対応業務派遣事業</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県新型インフルエンザ感染症等対策行動計画の改定を通じて、次期新興感染症が発生した場合における県庁・保健所・衛生科学センターの対応体制の検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 改定した滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、訓練・研修を実施して実効性を高める。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(4) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 令和5年度中に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた福祉施設が継続してサービスを提供するために必要なかかり増し経費を補助する。②次年度以降の対応 今後の感染状況の変化および国制度に応じて、必要なかかり増し経費の補助を検討する。 <p>(5) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 令和6年度からは新型コロナウイルスワクチン接種が定期接種に位置づけられたところであり、国の動向を注視しながら適時適切に県内市町と連携を図っていく。②次年度以降の対応 国の財政支援スキームの変更やそれに伴う影響を注視し、必要に応じて全国知事会等を通じ、国に制度見直し等を要望していく。 <p>(6) 【感】検査キット配布・陽性者登録センター・診断後申告窓口</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 令和6年度以降は事業を行わない予定であるが、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次期新興感染症が発生した場合に備えるため、事業立ち上げに必要なマニュアルの作成や、より効果的な運営方法等について検討する。②次年度以降における対応 次期新興感染症が発生した場合に備え、マニュアル等の充実を図る。 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応</p> <p>①令和6年度における対応 令和6年度以降は事業を行わない予定であるが、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次期新興感染症が発生した場合に備えるため、事業立ち上げに必要なマニュアルの作成や、より効果的な運営方法等について検討する。</p> <p>②次年度以降の対応 次期新興感染症が発生した場合に備え、マニュアル等の充実を図る。</p> <p>(2) 【感】自殺対策推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 対面や電話による相談に加えて、令和3年度から実施しているSNSを活用した相談窓口（「こころのサポートしが」LINE相談）についても継続して実施することで、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかり寄り添い、こころに悩みを抱える人を孤立させないよう体制を維持していく。 また、SNSを活用した相談窓口に関する情報発信（リスティング広告）は、リーフレット等の配布よりも広告が必要と思われる県民にダイレクトに表示されるため、継続して実施していく。 令和5年3月に改定した滋賀県自殺対策計画に基づき若年層や自殺未遂者対策、調査研究等の推進を子ども若者部と連携しながら重点的に実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 令和5年3月に改定した滋賀県自殺対策計画に基づき、自殺者ゼロを目指して、滋賀県自殺対策推進センターを中心に、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 市町および相談支援事業所等が必要に応じて保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保するため、訪問系サービス等の提供により、地域での生活の継続に向けて支援の検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、令和6年度における対応を基に、必要に応じて支援の検討を行う。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p><原油価格・物価高騰対策></p> <p>(1) 原油価格・物価高騰対策事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>国の施策や原油価格・物価高騰の状況に応じて、必要な支援を検討する。また、質の高いサービス提供を維持するため、全国一律の継続性のある支援の仕組みの構築を国に要望する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>国の施策や原油価格・物価高騰の状況に応じて、必要な支援を検討する。</p> <p>(2) 食料品価格高騰対策事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>国の施策や食料品価格高騰の状況に応じて、必要な支援を検討する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>国の施策や食料品価格高騰の状況に応じて、必要な支援を検討する。</p> <p>(医療政策課、健康危機管理課、医療福祉推進課、障害福祉課、生活衛生課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>1 0 難病対策の推進</p> <p>予 算 額 2,715,181,000 円</p> <p>決 算 額 2,658,235,505 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 難病対策費 2,656,653,795 円</p> <p>ア 特定疾患治療研究事業</p> <p>(ア) 特定疾患治療研究事業 支払件数 87件</p> <p>(イ) 指定難病特定医療費助成事業 支払件数 157,777件</p> <p>(ウ) 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 支払件数 738件</p> <p>(エ) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 支払件数 534件</p> <p>(オ) スモンに対するはりきゅうおよびマッサージ治療研究事業 支払件数 0件</p> <p>イ 小児慢性特定疾病医療費助成事業 支払件数 18,339件</p> <p>ウ 難病医療相談事業（保健所） 相談件数 99件</p> <p>エ 難病医療提供体制整備事業 難病医療連携協議会運営会議の開催 1回</p> <p>レスパイト入院受入患者数 8人</p> <p>オ 難病相談支援センター事業 利用者数 2,859人</p> <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 1,581,710 円</p> <p>ア 骨髄移植対策推進事業</p> <p>(ア) 骨髄等ドナー助成事業費補助</p> <p>ドナーに対する助成 15件（9市町）</p> <p>ドナーが勤務する事業所に対する助成 2件（2市）</p> <p>(イ) 骨髄ドナー登録者数</p> <p>対象人口千人当たりの登録者数 13.28人</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 難病対策費</p> <p>難病相談支援センター事業について、センターの利用者数は維持している。医療講演会については、オンライン開催とすることで参加者数は増加した。難病患者等からの日常生活における相談支援・地域交流活動の促進および就労支援など様々なニーズに対応し、療養上の日常生活での悩みや不安等の軽減に資することができた。</p> <p>難病医療提供体制整備事業については、圏域ごとに行った医療提供体制における現状および課題についてのヒアリング結果をもとに南部地域での関係者の研修会を実施し、圏域での課題解決に向けた連携を図ることができた。</p> <p>医療費助成事業については、受給者証を交付することで、療養生活の質の維持向上を図ることができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 HLA型（白血球の型）が一致したドナーが骨髄等の提供に至るよう、ドナー等の負担の軽減を図り、安心して提供できる環境づくりのため、骨髄等を提供するドナーを支援する市町の取組に対し、令和2年度から補助を行っている。 令和5年度からは県内全市町で助成制度が整い、骨髄等提供推進の環境づくりを図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 難病対策費 難病患者家族の問題は多岐にわたるため、医療や介護、障害福祉サービス等の様々なニーズに応じた専門的な支援がより効果的に行えるよう様々な関係機関のネットワークの構築を継続的に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 県内のドナーが安心して骨髄等を提供できるよう、市町のドナー助成制度の普及啓発を図りつつ、将来にわたって安定的に移植が行われるよう、骨髄ドナーの新規登録を推進していく。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 難病対策費</p> <p>①令和6年度における対応 難病医療提供体制の充実のため、令和元年度から令和4年度にかけて実施した難病患者の医療連携に関わるピアリングをもとに、各圏域での取組と連動し、難病医療連携推進に向けた協議の促進を図る。 また、改正された災害対策基本法を踏まえ滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアルの見直しや「防災と福祉の連携モデル（滋賀モデル）」の推進を県防災部局や保健所等とともに進め、市町が作成する個別避難計画の策定支援等の取組を強化することで発災時の円滑な患者支援につなげる。 福祉や就労（両立）支援に関しては、市町や関係機関と更なる連携強化を図り、必要な施策について検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 難病等患者への医療提供体制の充実や適切な障害福祉サービスの活用と社会参加を進めるため、保健所等の関係機関と情報共有しながら各圏域において取組を進めていく。 在宅で療養生活を送る難病患者に対し、在宅レスパイト事業による介護者の休息を推進していく。 また、保健所が市町に対し、難病等患者への個別避難計画の策定支援を進めることで、より実効性の高い災害対策を行っていく。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費</p> <p>①令和6年度における対応 将来にわたり安定した骨髄提供が可能となるよう、助成制度やドナー休暇の普及啓発に努めつつ、若年層を対象に語りべ講演会をはじめとした啓発活動を行い、骨髄ドナーの新規登録を推進していく。</p> <p>②次年度以降の対応 骨髄等移植推進のため、市町や関係団体と協力しながら、様々な広報の機会をとらえて普及啓発を行い、引き続き骨髄ドナーの新規登録を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">(健康しが推進課、薬務課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>1 1 リハビリテーション提供体制の整備</p> <p>予 算 額 76,501,000 円</p> <p>決 算 額 73,870,006 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 50,846,050 円</p> <p>ア 福祉用具センターの管理運営委託</p> <p>イ リハビリテーション専門職員修学資金貸付事業 貸与者 14人</p> <p>ウ 地域リハビリテーション人材育成事業 研修会 13回 修了者 18人</p> <p>エ 圏域地域リハビリテーション支援事業 人材名簿登録者 266人</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 23,023,956 円</p> <p>ア 教育研修事業（専門研修） 7コース延べ11回 延べ参加者数 348人</p> <p>イ 県民参画事業（啓発イベント） イオンモール草津でリハビリテーション専門職団体と共同で子ども筋力チェック、柔軟性、飲み込みテストの体験会実施 参加者 654人</p> <p>ウ 滋賀県多職種連携学会の開催 基調講演、企画演題、一般演題をオンライン開催 参加数 170人</p> <p>エ 地域リハビリテーション情報交換会の開催 1回</p> <p>オ 総合リハビリテーション推進会議の開催 2回</p> <p>カ リハビリテーション相談（電話、来所） 186人</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費</p> <p>県内のリハビリテーション提供体制の充実に向けて、心臓リハビリテーションや自動車運転支援など、専門的なりハビリテーションの実施に必要な設備整備を行った。</p> <p>また、リハビリテーションの推進が地域包括ケアシステム構築の一助となるよう、リハビリテーション専門職が自らの“地域”を理解し、地域での専門性の活かし方などを学ぶ地域リハビリテーションを推進する中核人材の育成を行った。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費</p> <p>教育研修事業では、全国で活躍している講師に加え、地域の講師人材の掘り起こしにも注力し、受講者と講師が共により身近な地域での支援ネットワークを形成することに寄与できるよう工夫した。</p> <p>県民参画事業においては、リハビリテーション専門職3団体との共催や関係各課の協力のもと開催することで、関係機関・団体との協働・連携体制を強化できた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 リハビリテーション専門職が地域包括ケアシステムの中心的役割を担い、関係機関や施設が一体的なリハビリテーションを提供できるよう、人材の確保および中核人材の育成、活躍ができるフォロー体制の構築を進めるとともに、他職種とも効果的な連携が図れるように、リハビリテーション提供体制の再構築を進める必要がある。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 リハビリテーションが必要な者に必要な支援が地域で適切に提供される体制の構築と、支援者の知識と技量の向上に向けた取組を推進するとともに、地域で活動できるリハビリテーション専門職の育成や、育成された人材を活かした地域リハビリテーション体制の整備を更に推進する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費</p> <p>①令和6年度における対応 県内状況把握のための調査や関係機関へのヒアリングを通じて、リハビリテーション提供体制のあり方について県リハビリテーション協議会で検討を続けるとともに、地域リハビリテーション人材名簿登録者数の増加等、「滋賀県保健医療計画」の目標達成に向け、子どもから高齢者まで将来を見据えたリハビリテーション支援体制の充実を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 地域包括ケアシステム、地域共生社会の構築に向け、リハビリテーション専門職が高齢者や障害者の生活に目を向け、本人が望む、または、必要とする生活への支援が行えるような地域のリハビリテーション支援が実践できる人材の育成を行うとともに、効率的・効果的な他職種連携を行えるよう取り組む。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費</p> <p>①令和6年度における対応 地域リハビリテーション人材育成研修修了者との連携や、市町や圏域の地域リハビリテーション推進に係る課題に合わせたテーマ設定や事業展開を行い、より効果的かつ効率的な基盤形成および従事者の育成等を展開する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、関係機関と連携しながら効果的かつ効率的な基盤形成に向けた事業の実施および人材育成を図る。</p> <p style="text-align: right;">(健康しが推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------------------|----|-----|--|------------------|------|---------------|--------------------|------|-----------------|-------------------|-------|-----------------|----------------|-------|-----------------|----------------------------|-------|---------------|-------------------|--------|------------------|----------------------------|--------|---------------|---------------------|------|-----------------|---------------------|--------|-----------------|--------------------------------|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|
| <p>1 2 国民健康保険、後期高齢者医療制度の安定的な運営の推進</p> <p>予 算 額 29,087,469,000 円</p> <p>決 算 額 28,889,359,118 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費</p> <table border="0" data-bbox="660 379 2103 518"> <tr> <td>ア 国民健康保険給付対策費補助金</td> <td>19市町</td> <td>181,591,000 円</td> </tr> <tr> <td>イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>3,661,892,213 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 繰出金（高額医療費県費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>1,073,207,455 円</td> </tr> <tr> <td>エ 繰出金（都道府県繰出金）</td> <td>県特別会計</td> <td>5,978,900,134 円</td> </tr> </table> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <table border="0" data-bbox="660 592 2103 624"> <tr> <td>ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>141,677,000 円</td> </tr> </table> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <table border="0" data-bbox="660 697 2103 836"> <tr> <td>ア 後期高齢者医療給付費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>14,007,372,470 円</td> </tr> <tr> <td>イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）</td> <td>1 広域連合</td> <td>182,594,968 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>2,395,529,629 円</td> </tr> <tr> <td>エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>1,266,594,249 円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費 福祉医療波及分および低所得者の保険料軽減分等の負担、また県国保財政を支援するための繰出金により、国民健康保険制度の安定的な運営に資することができた。</p> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費 市町国保保険者の特定健康診査・特定保健指導事業費の1/3を負担し、市町国保保険者の円滑な事業実施に寄与することができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="734 1235 2103 1337"> <tr> <td>被用者保険と連携した特定健診受診率向上のための広報活動の回数</td> <td>令5</td> <td>令6</td> <td>令7</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> | | | | | ア 国民健康保険給付対策費補助金 | 19市町 | 181,591,000 円 | イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金 | 19市町 | 3,661,892,213 円 | ウ 繰出金（高額医療費県費負担金） | 県特別会計 | 1,073,207,455 円 | エ 繰出金（都道府県繰出金） | 県特別会計 | 5,978,900,134 円 | ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金） | 県特別会計 | 141,677,000 円 | ア 後期高齢者医療給付費県費負担金 | 1 広域連合 | 14,007,372,470 円 | イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分） | 1 広域連合 | 182,594,968 円 | ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金 | 19市町 | 2,395,529,629 円 | エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金 | 1 広域連合 | 1,266,594,249 円 | 被用者保険と連携した特定健診受診率向上のための広報活動の回数 | 令5 | 令6 | 令7 | 目標値 | 目標 | 1回 | 1回 | 2回 | 2回 | 実績 | 1回 | — | — | — |
| ア 国民健康保険給付対策費補助金 | 19市町 | 181,591,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金 | 19市町 | 3,661,892,213 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 繰出金（高額医療費県費負担金） | 県特別会計 | 1,073,207,455 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エ 繰出金（都道府県繰出金） | 県特別会計 | 5,978,900,134 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金） | 県特別会計 | 141,677,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 後期高齢者医療給付費県費負担金 | 1 広域連合 | 14,007,372,470 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分） | 1 広域連合 | 182,594,968 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金 | 19市町 | 2,395,529,629 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金 | 1 広域連合 | 1,266,594,249 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被用者保険と連携した特定健診受診率向上のための広報活動の回数 | 令5 | 令6 | 令7 | 目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 1回 | 1回 | 2回 | 2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績 | 1回 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業 後期高齢者医療給付費の県費負担、低所得者等の保険料軽減措置分の負担、高額な医療費の負担および後期高齢者医療財政安定化基金の造成を行う等、円滑な制度運営を支援した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費 国保の財政運営の責任主体として、県および市町が行う国保事業の円滑な運営や財政の健全化、保険料水準の統一を図る必要がある。</p> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費 特定健診受診率は、受診機会の拡充や様々な受診勧奨、デジタル広報等の周知啓発の結果、コロナ禍による受診控えの影響から改善してきているが、コロナ前の水準には至っていないことから、引き続き受診率の向上を図る必要がある。 併せて、市町等の従事者の資質向上に努めることにより、効率的・効果的な保健指導の実施を図る必要がある。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業 高齢者の増加や医療の高度化の進展等から、後期高齢者の医療費は年々増加しており、こうした中、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的、円滑な運営を確保するとともに、医療費の適正化を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費</p> <p>①令和6年度における対応 第3期国民健康保険運営方針（令和6～11年度）に基づき、国保財政の健全化に努めるとともに、令和9年度（移行期間令和11年度まで）の保険料水準の統一に向けて、市町と目標を共有し取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 第3期国民健康保険運営方針（令和6～11年度）に基づき、更なる国保財政の健全化に努める。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <p>①令和6年度における対応 特定健康診査については、引き続き市町および被用者保険との連携による受診機会の拡充や、データの有効活用による対象者の特性に応じた受診勧奨等を実施することにより、受診率の向上を図る。 保健指導については、研修会の開催等により従事者の資質向上を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、上記の取組により受診機会の拡充等を推進するとともに、新たな取組についても市町と協議・検討する。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <p>①令和6年度における対応 安定的で円滑な制度運営に向け、後期高齢者医療広域連合に対する必要な支援を実施するとともに、広域連合や市町との業務改善打合わせ等の機会を通じ、医療費の適正化の推進や事務の適正な実施について助言していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、上記の対応を行うことにより後期高齢者医療財政の一層の安定を図る。</p> <p style="text-align: right;">(医療保険課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|----------------------------------|--------|--------|--------|----|-----|--|--|--------|--------|--------|--------|--|----|--------|---|---|---|------------|---------|----|-----|-----|--|------|------|-------|-------|
| | <p>2 施策成果</p> <p>(1) 医療機関等指導費 訪問看護師の常勤換算数は、令和5年度で988.4人（平成26年度462.5人）となっており、9年間で2.14倍に増加し、人材確保を進めることができた。特に新卒訪問看護師の就労数は、平成27年度から累計で8人確保できており、認定看護師による現地指導やキャリアラダー研修の実施など新卒訪問看護師の育成に取り組んできた成果が出てきている。</p> <p>市町ごとにロジックモデルを用いて取組を整理し、今までの成果や今後必要な取組の検討を行うことができた。また、効果的な実践事例について研修において共有することで、市町における在宅医療・介護連携推進事業の底上げを図ることができた。</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業 訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備、新たな在宅医療ニーズに対応できる医師、看護師等の育成およびスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援等を通じて、在宅医療を行うための基盤整備や医療と介護の連携を一層推進することができた。</p> <p>また、在宅医療・看取りに関する県民啓発等を行うことにより、県民意識の醸成を図ることができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="705 909 1971 1013"> <thead> <tr> <th>キャリアラダーの研修に参加している 訪問看護ステーション数</th> <th>目標</th> <th>令5</th> <th>令6</th> <th>令7</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>110事業所</td> <td>114事業所</td> <td>118事業所</td> <td>122事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>135事業所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地域連携薬局の認定取得推進事業</p> <p>①地域連携薬局等認定取得のための研修会の開催 令和5年9月2日、同年9月30日の2回開催した。（延べ70人参加）</p> <p>②地域連携薬局PR動画等の作成 地域連携薬局の機能を紹介する動画を作成しHPに掲載するなど周知に努めた。 地域連携薬局等に掲示するポスターを作成した。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="705 1348 1792 1412"> <thead> <tr> <th>地域連携薬局の認定数</th> <th>令4（策定時）</th> <th>令5</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>39薬局</td> <td>49薬局</td> <td>100薬局</td> <td>16.4%</td> </tr> </tbody> </table> | キャリアラダーの研修に参加している 訪問看護ステーション数 | 目標 | 令5 | 令6 | 令7 | 目標値 | | | 110事業所 | 114事業所 | 118事業所 | 122事業所 | | 実績 | 135事業所 | — | — | — | 地域連携薬局の認定数 | 令4（策定時） | 令5 | 目標値 | 達成率 | | 39薬局 | 49薬局 | 100薬局 | 16.4% |
| キャリアラダーの研修に参加している 訪問看護ステーション数 | 目標 | 令5 | 令6 | 令7 | 目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 110事業所 | 114事業所 | 118事業所 | 122事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実績 | 135事業所 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域連携薬局の認定数 | 令4（策定時） | 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 39薬局 | 49薬局 | 100薬局 | 16.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療機関等指導費 各市町が、暮らしを中心とした医療・介護連携を主体的に推進していけるよう、地域の多職種・多機関との連携体制づくりや市町職員のコーディネート力の養成など、市町の個別性に応じた支援を行う必要がある。</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業 高齢化の進展に伴い、在宅療養者の増加および在宅医療ニーズの多様化が見込まれる一方、対応可能な訪問看護師が不足していることから、訪問看護師の質・量の両面で、キャリアラダー研修など体系的な研修を通して、訪問看護師の確保・訪問看護ステーションの機能強化に取り組む必要がある。 また、在宅療養と在宅看取りの推進を目指し、引き続き、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの設置促進、人材育成を行い、在宅医と多職種がチームとなって療養生活を支援する体制を継続的に推進し、安心して家庭医が在宅療養支援を行うことができる環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>(3) 地域連携薬局の認定取得推進事業 地域連携薬局について十分認知されていないことが目標達成に向けた課題であると考えられることから、県民や関係機関への周知・啓発を強化し、さらに薬局の認定取得を促していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療機関等指導費</p> <p>①令和6年度における対応 地域における医療と介護の連携による支援が円滑に進んでいる事例についてヒアリングを行い、好事例を見える化し横展開を図る。併せて、市町職員が地域包括ケアの目指す姿や目標に対する評価指標を定めPDCAを実践できるよう、医療福祉推進アドバイザーによる現地指導、市町間の情報交換および研修会を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 各市町の進捗状況とニーズに応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を引き続き行う。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(2) 地域医療総合確保事業</p> <p>①令和6年度における対応 各圏域における在宅医療・介護連携の取組の推進やプライマリ・ケア連合学会滋賀県支部による在宅医療を担う医師の確保・育成を目指した研修の開催、訪問看護支援センターによる訪問看護ステーションへの総合的支援を行うとともに、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実のための補助を実施していく。併せて、在宅療養・看取りに関する県民啓発等を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、新たな在宅医療ニーズに対応するために在宅医療を担う医師を増やし、医師・看護師等のスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実等を通じて、本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくりを進めていく。</p> <p>(3) 地域連携薬局の認定取得推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 認定取得の課題を解決するための研修会を開催し、認定取得を促すとともに、県民向けの啓発を行い、認定薬局の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 薬局がかかりつけ機能を発揮し、地域包括ケアシステムの一翼を担えるよう、自局単独で機能充実・強化を図ることだけでなく、地域薬剤師会等を中心に地域の医療機関や介護施設・訪問看護ステーション等と連携して患者を支えるしくみを構築できるよう協働していく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課、薬務課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>1 4 認知症施策の推進</p> <p>予 算 額 40,635,000 円</p> <p>決 算 額 39,634,151 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 医療・相談支援事業 30,150,522 円</p> <p> ア 認知症疾患医療センター運営事業 相談件数 6,135件</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業 7,615,117 円</p> <p> ア 歯科医師向け認知症対応力向上研修の実施 修了者数 26人</p> <p> イ 薬剤師向け認知症対応力向上研修の実施 修了者数 76人</p> <p> ウ 看護職員認知症対応力向上研修の実施 修了者数 61人</p> <p> エ 認知症相談医養成研修の実施 修了者数 89人</p> <p> オ 滋賀県認知症フォーラムの実施 参加者 151人（発表者14人含む）</p> <p>(3) 若年性・軽度認知症総合支援事業 1,868,512 円</p> <p> ア 若年性認知症自立支援ネットワーク会議 開催 1 回</p> <p> イ 総合相談支援体制の整備事業</p> <p> （ア）若年性認知症支援コーディネーターの配置 2 病院 電話相談39件、面接相談33件</p> <p> ウ 企業研修・啓発事業 開催 1 回</p> <p> エ 若年性認知症支援コーディネーター養成・フォローアップ事業</p> <p> （ア）若年性認知症支援コーディネーター養成 修了者数：初任者研修 3 人、フォローアップ研修 3 人</p> <p> （イ）若年性認知症支援コーディネーター情報交換会 開催 1 回</p> <p> オ 若年性・軽度認知症居場所づくり支援補助金 2 カ所</p> <p> カ 若年性・軽度認知症支援者研修会、若年性認知症支援者見える化事業事例報告会</p> <p> （ア）若年性認知症支援者研修会 開催 1 回 参加者：27人</p> <p> （イ）若年性認知症支援者見える化事業 参加事業所：51カ所 事業所一覧作成</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p> 地域の認知症に関する医療提供体制の中核である認知症疾患医療センターとかかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関との連携を促進した。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|-------------|------|------|----|-----|----|------|------|------|------|----|------|---|---|---|
| | <p>(2) 認知症介護対策推進事業 地域の医療・介護・福祉・保健関係者に対する認知症対応力向上研修を実施することにより、認知症に関する基本知識や医療と介護の連携、認知症ケアの原則等の知識習得を促進することができた。 また、滋賀県認知症フォーラムの開催により、認知症医療・介護等の優れた実践事例の普及を図ることができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="705 518 1702 630"> <thead> <tr> <th>認知症相談医の登録者数</th> <th>令5</th> <th>令6</th> <th>令7</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>450人</td> <td>470人</td> <td>490人</td> <td>510人</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>446人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 若年性・軽度認知症総合支援事業 若年性認知症自立支援ネットワーク会議では、現状や課題の共有や取組事例の共有を行った。 また、支援者育成のための研修等を通じて、若年性認知症の人や家族が、適時適切な支援を円滑に受けられるための体制構築の推進を図ることができた。 若年性認知症支援コーディネーターと連携した相談支援の実施や、企業研修による就労継続に関する啓発、若年性・軽度認知症の人に対する居場所づくりを通じて、若年性・軽度認知症の人や家族に対する切れ目ない支援の実現に向けた取組を推進することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療・相談支援事業 各認知症疾患医療センターの機能の充実を図り、認知症の進行を遅らせ、症状を緩和するための早期発見・早期対応に向けた体制を充実させるとともに、同センターを中心として、地域の状況に応じた認知症の専門医療相談体制を更に充実させていく必要がある。</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業 今後も増加する認知症高齢者への適切な対応ができるよう、引き続き、医療・介護・福祉・保健関係者の育成および連携体制の構築を行う必要がある。 また、継続的に地域において認知症の人と関わる可能性のある人々へも広く認知症に関する正しい知識の普及啓発を図ることや医療・介護・行政等が認知症医療とケアのプラスの部分積極的に発信して共有していく必要がある。</p> | 認知症相談医の登録者数 | 令5 | 令6 | 令7 | 目標値 | 目標 | 450人 | 470人 | 490人 | 510人 | 実績 | 446人 | — | — | — |
| 認知症相談医の登録者数 | 令5 | 令6 | 令7 | 目標値 | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 450人 | 470人 | 490人 | 510人 | | | | | | | | | | | | |
| 実績 | 446人 | — | — | — | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(3) 若年性・軽度認知症総合支援事業 若年性認知症の人やその家族が、気づきから介護サービス利用まで、本人が望む生活を送り続けることができるよう、相談窓口等の周知や支援者の資質向上を行っていくとともに、若年性認知症支援コーディネーター等地域の医療・福祉・介護関係者の連携を更に推進し、病期に応じた適切な支援を切れ目なく受けることができる体制の充実を図っていく必要がある。</p> <p>また、若年性・軽度認知症者が社会に参加しながら本人の望む生活を継続できるよう、身近な地域単位で多様な居場所が充実するよう関係機関へ働きかけていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 認知症疾患医療センターのセンター長や相談員等で構成する認知症疾患医療センター推進会議等を開催し、情報の収集・分析や意見交換を行うとともに、地域の実情を踏まえた評価を行い、必要な課題等の抽出およびその解決に向けた取組等の検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 認知症疾患医療センターを中心とする地域における認知症の専門医療相談体制の充実を図るため、地域の社会資源や課題等を関係者と共有するとともに、質の担保を図りながら地域の連携体制の構築を推進していく。</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 医療・介護・福祉等各関係機関に従事する職員に対し、認知症対応力向上研修を実施し、地域における認知症医療や介護の質の更なる底上げを図る。</p> <p>また、県内の専門職による活動事例や研究発表を基に、認知症に関わる多職種連携や顔の見える関係性の構築を促進するとともに、専門職の更なる研さん、情報発信のためのフォーラムを開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 効果的な研修や専門職による活動事例等の取組発表を継続的に実施し、認知症医療・介護の充実を図っていく。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(3) 若年性・軽度認知症総合支援事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>若年性認知症の支援等に関わる機関で構成する会議を開催し、現状と課題の共有や解決に向けた検討、各関係機関における取組の共有等により、支援体制の充実を図っていく。</p> <p>若年性認知症の方を受け入れることができる事業所や居場所についての情報収集を行い、HP等を通じて本人・家族、関係機関へ発信する。</p> <p>若年性認知症支援コーディネーターを中心に、職域や介護事業所、地域における支援者研修会を開催し、認知症に関する基本知識や対応技術の習得とともに、個々のケースに応じた支援が実施できるよう支援者育成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>認知症の人や家族一人ひとりの背景や病期に合わせた適切な対応が切れ目なく行えるよう支援者育成や連携を推進していく。また、若年性・軽度認知症者が住み慣れた地域で、生きがいをもって社会参加ができる居場所を増やしていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>1 5 介護サービス基盤の整備と介護サービスの質の確保と向上</p> <p>予 算 額 1,070,664,000 円</p> <p>決 算 額 960,512,000 円</p> <p>(繰 越 額 109,800,000 円)</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 439,870,000 円 ア 特別養護老人ホーム 創設3カ所（うち令和4年度からの繰越3カ所）</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 245,880,000 円 ア 地域密着型特別養護老人ホーム 1カ所 イ 小規模多機能型居宅介護 2カ所（うち令和6年度への繰越1カ所） ウ 認知症高齢者グループホーム 2カ所（うち令和6年度への繰越2カ所） エ 看護小規模多機能型居宅介護 1カ所（うち令和4年度からの繰越1カ所）</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 9カ所 274,762,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 社会福祉法人が行う老人福祉施設の整備に助成を行い、第8期介護保険事業支援計画に基づく老人福祉施設の整備を進めることができた。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町が行う地域密着型サービス施設等の整備に助成を行い、計画的な施設等の整備を進めた。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護施設の開設準備に要する経費に助成を行い、介護施設等の整備を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町において、介護保険事業計画に基づいた施設整備が計画的に進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護施設が円滑に開設できるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助</p> <p>①令和6年度における対応 第9期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、市町と調整を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 令和6年度からの3年間を期間とする第9期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助</p> <p>①令和6年度における対応 実施予定の地域密着型介護サービス施設等の整備について、市町へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 市町において、令和6年度からの3年間を期間とする第9期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助</p> <p>①令和6年度における対応 実施予定の地域密着型介護サービス施設等の開設準備について、市町等へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 市町において、令和6年度からの3年間を期間とする第9期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>1 6 介護職員の確保・育成・定着の推進</p> <p>予 算 額 548,094,000 円</p> <p>決 算 額 281,353,924 円</p> <p>(繰 越 額 246,067,000 円)</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 28,329,000 円</p> <p>ア 無料職業紹介事業 求人相談 4,582件、求職相談 4,013件 紹介数98人、採用者数 142人（紹介62人・就職フェア80人）</p> <p>イ 啓発広報事業 HP・LINE・X（旧 Twitter）・Facebookによる情報発信 257回</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 74,970,401 円</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 申込者数 708人 合格者数 144人</p> <p>イ 介護支援専門員研修の実施 研修修了者数 884人</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 170,418,523 円</p> <p>ア 滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会の開催 協議会開催回数 2回 協議会部会開催回数 3回</p> <p>イ 障害者・外国人介護職員養成事業 研修修了者数 30人</p> <p>ウ 介護職員実務者研修等代替職員確保事業 研修受講者数延べ 28事業所 54人</p> <p>エ 介護職員研修受講支援事業 研修受講者数延べ 79事業所 126人</p> <p>オ 介護・福祉人材確保緊急支援事業 事業実施 17市町 資質向上研修等参加者数延べ 1,310人 フェア開催 10回、参加者延べ 232人</p> <p>カ 介護職員定着等推進事業 研修修了者 37人 登録事業者数累計43事業者、286事業所</p> <p>キ 「滋賀の福祉人」育成事業 研修修了者 138人</p> <p>ク 外国人介護人材受入支援事業 マッチング実績数 41人</p> <p>ケ 介護職員職場環境改善支援事業 支援事業所数 151事業所 （うち令和6年度への繰越 144事業所）</p> <p>コ 介護のしごと魅力発信事業 「しがけあ」プロジェクト特設ウェブサイト 訪問延べ人数 計47,187人</p> <p>サ 外国人介護専門職育成事業 研修修了者 18人</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 10研修 受講者数 2,905人 7,636,000 円</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----|-----|-----|----|-----|--|-----|-----|-----|-----|--|--|----|-------|---|---|---|
| | <p>2 施策成果</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 福祉人材センターを設置し、無料職業紹介を通じて社会福祉事業に従事しようとする者と事業者間の雇用のマッチング支援などにより人材確保を図ることができた。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 各種研修を通して、要介護者の心身の状態等にあつた確な自立支援ができるよう、適正なサービス利用計画を作成する介護支援専門員の養成を図ることができた。また、令和6年度のカリキュラム改定にそなえ、懸念事項を委員会でまとめ、講義・演習を担当する講師らとよりよい研修になるように協議した。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 介護職員数・介護福祉士数とも増加傾向にある。研修受講にかかる事業所の取組支援や外国人介護人材の育成・リーダー人材の養成などと併せて、介護職員の質の向上を図るとともに、介護現場のICT化や介護ロボットの導入支援等により、介護従事者の負担軽減と介護現場の業務の効率化を進めることができた。 また、介護の仕事の魅力を「しがけあ」プロジェクトとして情報発信するとともに、障害者や外国人を対象とした介護職員養成研修の実施などにより、多様な人材確保、未経験・無資格からの介護職場への参入促進を図ることができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="734 986 2074 1086"> <thead> <tr> <th>業務改善や業務効率化等による働きやすい職場づくりに力を入れている介護サービス事業所の割合</th> <th>目標</th> <th>令5</th> <th>令6</th> <th>令7</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>40%</td> <td>45%</td> <td>50%</td> <td>55%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>16.6%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 認知症介護従事者に対し、認知症介護実践者研修等各種研修を実施し、認知症介護の質の向上を図るとともに、介護者等からの相談に応じて適切なケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員に対する研修を実施することにより、その専門性の充実を図ることができた。</p> | 業務改善や業務効率化等による働きやすい職場づくりに力を入れている介護サービス事業所の割合 | 目標 | 令5 | 令6 | 令7 | 目標値 | | 40% | 45% | 50% | 55% | | | 実績 | 16.6% | — | — | — |
| 業務改善や業務効率化等による働きやすい職場づくりに力を入れている介護サービス事業所の割合 | 目標 | 令5 | 令6 | 令7 | 目標値 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 40% | 45% | 50% | 55% | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実績 | 16.6% | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 生産年齢人口が減少する中、福祉人材の確保に向けて、ハローワークや市町等の関係機関と一層の連携強化を図り、未経験者・未就業者の参入促進や潜在有資格者の再就業を促進する必要がある。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 多職種連携による要介護者等の自立支援に向けた的確なケアマネジメントを行えるよう研修手法を見直すなど、地域包括ケアの担い手となる介護支援専門員を養成する必要がある。また、手続きに関する負担軽減を検討する必要がある。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 介護の魅力等の発信、多様な人材の参入促進のための介護未経験者への研修実施や資格取得支援、国際介護・福祉人材センターを通じた外国人介護人材の受入支援を一層進めるとともに、引き続き、介護現場のICT化や介護ロボットの導入支援等の生産性向上を図る取組、定着支援等を、市町と手分けし、関係機関と連携して進めていく必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 認知症介護従事者や介護支援専門員に対する各種研修を継続的に実施し、認知症ケアやケアマネジメントに携わる者の資質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む）</p> <p>①令和6年度における対応 ハローワーク等の関係機関や大学等の教育機関との連携を強化し、学生や未経験者に対する介護・福祉の魅力発信や広報啓発の充実を図るとともに、関係者が参画する同センター運営委員会での意見を踏まえ現場課題の共有・解決につなげていく。</p> <p>②次年度以降の対応 運営委員会を活用し、求職者や求人事業所にきめ細やかな支援ができるよう継続的な事業検討を行う。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(2) 介護支援専門員養成事業</p> <p>①令和6年度における対応 介護支援専門員研修向上検討委員会での意見を踏まえ、より良い研修となるよう研修手法のあり方を検討する。 受講者の負担軽減に資するよう、手続きの方法や研修の実施時期・研修修了日の変更を検討する。</p> <p>②次年度以降の対応 常に効果的な研修となるよう上記取組を継続する。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 介護業界が主体で行う魅力発信事業への支援、介護従事者の負担軽減や離職防止に向けた業務改善への支援やICT化および介護ロボット導入にかかる助成の継続、市町の取組への支援、関係機関との連携など、一層、介護人材確保・定着・育成の促進を図る。また、外国人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着まで一連の支援を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会を中心として、市町とも連携を図りながら、関係者一体のもと、効果的施策の継続検討を実施する。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業）</p> <p>①令和6年度における対応 認知症介護実践者研修等各種研修については、令和4年度より新カリキュラムによる研修を実施している。毎年度研修評価を行い、次年度以降の研修計画に反映する。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度以降も継続して、介護従事者の資質向上に資する研修事業を行い、介護人材の育成を図る。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>1 7 食品や水道水の安全確保と生活衛生の向上</p> <p>予 算 額 649,980,000 円</p> <p>決 算 額 353,843,599 円</p> <p>(繰 越 額 280,042,000 円)</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 7,242,280 円</p> <p>ア 飲食店等重点監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、添加物等の夏期一斉監視 1,109施設 ・H A C C P に沿った衛生管理の実施に係る重点監視 1,989施設 ・カンピロバクター等食中毒予防対策 187施設 ・ふぐ処理施設に対する重点監視 91施設 ・食品、添加物等の年末一斉監視 1,649施設 <p>イ 食中毒発生予防のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒注意報の発令（7月～9月） 6回 ・ノロウイルス食中毒注意報（11月～3月） 5回 ・食品衛生月間の実施（8月） 街頭啓発 9カ所 重点監視指導 387施設 衛生講習会 12回 パネル・ポスター展示 9カ所 ・食中毒予防講習会 85回 ・食中毒予防に関する情報提供 21回 <p>※「H A C C P」…食品等事業者自らが、食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業 9,225,136 円</p> <p>ア 滋賀県食の安全・安心推進条例の遵守、徹底</p> <p>イ 滋賀県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導および試験検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視指導 実施施設数 7,642件 ・試験検査 実施検体数 1,611件 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(3) 食品安全監視センター事業 2,517,181 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視員による施設指導や助言 実施件数 817件 ・H A C C Pに基づく衛生管理に対する外部検証 実施件数 385件 ・滋賀県H A C C P適合証明 証明件数 16件 ・H A C C P協議会 開催 1回 <p>(4) 生活衛生推進事業 6,117,619 円</p> <p>循環ろ過方式の浴槽を有し、旅館業または公衆浴場許可を取得している入浴施設の利用者のレジオネラ属菌による健康上の危害の発生を防止するため、施設の衛生状況および水質の管理状況を重点監視した。</p> <p>ア 旅館業または公衆浴場許可を取得している入浴施設 65施設（計画施設66施設）</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 7,036,481 円</p> <p>ア 動物の適正飼養の徹底、愛護の普及啓発 啓発事業参加者数 2,187人</p> <p>イ 飼い主のいない猫の減少および周辺の生活環境の保全を図るための地域猫活動補助金の交付 20件</p> <p style="padding-left: 40px;">※「地域猫活動」…自治会やボランティアグループなどが野良猫に不妊去勢手術を実施し、エサ・トイレの管理をすることで生活環境を改善する活動</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 321,704,902 円</p> <p>ア 知事所管水道事業の施設に対する定期立入調査 9水道事業者 18事業</p> <p>イ 広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会 2回開催 ・水道事業の将来見通しに関する研究会 2回開催 ・水道事業の広域化に関する個別検討部会 5回開催 <p>ウ 水道生活基盤施設耐震化等補助 8水道事業者</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-----------------------|---------|-------|-----|-----|---------------------------|----|----|----|-------|-----------------------------------|------|--------|--------|------|
| | <p>2 施策成果</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、保健所においても通常業務を行うことができ、滋賀県食品衛生監視指導計画に沿って監視指導および食品検査を実施した。健康危機管理シミュレーションは学校給食共同調理場における食中毒発生を想定した集合型の模擬訓練を実施することができた。 さらに、食中毒注意報の発令や食品衛生情報は適宜発信し、食中毒発生予防の推進を図った。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業 令和3年6月1日から新たな許可・届出制度が施行されたため、継続許可業者等に対し許可の継続時に、各施設に応じた的確な業種への変更指導と新たな施設基準への適合確認、併せて、食品衛生法の改正により、食品事業者に義務付けられた「衛生管理計画」の作成状況の確認のための監視指導を実施した。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 HACCPに基づく衛生管理の実施状況についての外部検証やHACCP協議会の開催により、高度な衛生管理の維持、向上を図ることができた。 また、広域流通食品製造施設等に対する専門的な監視指導を行うことにより、事業者が行う衛生管理の向上および大規模な食中毒予防の推進を図ることができた。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 レジオネラ属菌による健康上の危害の発生を防止するため、施設の衛生状況および水質の管理状況を監視指導することにより、衛生水準を確保することができた。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 滋賀県動物愛護管理推進計画に基づく動物の適正飼養の普及啓発や、長浜市の商業施設を活用したワークショップや譲渡会などを実施し、動物愛護意識の向上を図るとともに、補助金の交付等により地域猫活動を支援し、周辺的生活環境の保全を図ることができた。 近年顕在化してきた多頭飼育問題については、関係者による多頭飼育対策検討会を開催し、動物行政だけによらない福祉関係者との多機関連携を推進した。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 60%;">令和8年度（2026年度）の目標とする指標</td> <td style="width: 10%;">令4（策定時）</td> <td style="width: 10%;">令5</td> <td style="width: 10%;">目標値</td> <td style="width: 10%;">達成率</td> </tr> <tr> <td>・多機関連携推進のための勉強会、調整会議等の開催数</td> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">5回</td> <td style="text-align: center;">6回</td> <td style="text-align: center;">50.0%</td> </tr> <tr> <td>・ワークショップ、写真展、譲渡会等一体型普及啓発イベントの参加者数</td> <td style="text-align: center;">850人</td> <td style="text-align: center;">1,200人</td> <td style="text-align: center;">1,000人</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </table> | 令和8年度（2026年度）の目標とする指標 | 令4（策定時） | 令5 | 目標値 | 達成率 | ・多機関連携推進のための勉強会、調整会議等の開催数 | 4回 | 5回 | 6回 | 50.0% | ・ワークショップ、写真展、譲渡会等一体型普及啓発イベントの参加者数 | 850人 | 1,200人 | 1,000人 | 100% |
| 令和8年度（2026年度）の目標とする指標 | 令4（策定時） | 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | | | | | | | |
| ・多機関連携推進のための勉強会、調整会議等の開催数 | 4回 | 5回 | 6回 | 50.0% | | | | | | | | | | | | |
| ・ワークショップ、写真展、譲渡会等一体型普及啓発イベントの参加者数 | 850人 | 1,200人 | 1,000人 | 100% | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 水道施設の維持管理や施設の状況に応じた適切な対策の指導および補助金活用による水道施設整備の促進により、水道水の安全・安定供給の推進を図ることができた。また、本県の水道における広域連携について令和4年12月に策定した「滋賀県水道広域化推進プラン」に基づき、具体的な取組について「水道事業の広域化に関する個別検討部会」を開催し、水道事業者と検討を行った。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 全国的に、ノロウイルス、カンピロバクター、アニサキスによる食中毒が多発した。 県内では、ノロウイルス、カンピロバクター食中毒のほか、焼きサバによるヒスタミン食中毒、ツキヨタケ（推定）による毒キノコ食中毒が発生していることから、発生頻度が多い食中毒についての重点監視指導に加え、機会を捉えてその他の食中毒菌についても啓発を行う必要がある。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業 令和3年6月1日から新たな許可・届出制度が施行されたため、各施設に応じた的確な業種への変更指導と新たな施設基準への適合確認、併せて、食品衛生法の改正により食品事業者に義務付けられた「衛生管理計画」の作成状況の確認のための監視指導を引き続き実施する必要がある。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 改正食品衛生法で、HACCPに沿った衛生管理がすべての食品関係事業者の義務となったことから、HACCPに基づく衛生管理を実施する事業者に対しては、引き続き外部検証を行うとともに、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する事業者に対しては、事業規模、業態、食品の特性等に応じた監視を行い、HACCPに基づく衛生管理への段階的なレベルアップを指導・助言していく必要がある。 また、近年、食品衛生法で規格基準のある食品を規格基準に合致しない方法で製造したいという相談が増加しており、それら食品の製造方法が食品衛生法上の製造基準と同等かの判断を、専門的かつ科学的な視点で検討しなければならないため、今まで以上の時間と労力が必要になってきている。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 生活衛生関係施設における衛生水準の確保・向上を図るため、保健所による監視指導の実施とともに、各業界団体が取り組んでいる自主衛生管理推進事業に対して、より活性化されるよう支援していく必要がある。 また、令和7年度に「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本県で開催されるにあたり、その関係者が宿泊すると思われる県内の旅館業の許可を取得している施設に対し、宿泊衛生を確保する必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(5) 動物愛護普及事業 収容頭数は減少したものの、野犬捕獲、飼い主のいない自活不能な子猫の引取り、飼育者の入院等を理由とする飼い犬の引取り、多頭飼育者からの飼い猫の引取りなどによる収容が依然継続しており、安易な餌やりに対する啓発や地域猫活動の推進、入院等に備えた預け先確保、多頭飼育者からの引取り依頼などの問題に引き続き取り組んでいるところ。 令和6年3月に策定した「滋賀県動物愛護管理推進計画」で目標に掲げた実質的な致死処分ゼロの達成に向けて、市町、福祉関係者、事業者、関係団体等と連携し、普及啓発に取り組む必要がある。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 引き続き安全な水道水を安定的に供給できるよう、水道事業者に対して、施設管理、水質管理、施設整備および危機管理対応等に関して必要な指導助言を行っていく必要がある。また、平成31年3月に策定した滋賀県水道ビジョンの進捗管理を進めるとともに、令和4年度に策定を行った「滋賀県水道広域化推進プラン」に基づき、まずは市町水道事業者間でのシステムの共同化や資機材の共同購入、合同研修等のゆるやかな広域連携の検討・取組を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 (1) 食中毒予防対策事業 ①令和6年度における対応 現状の課題を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5か年計画である「(第3次)食の安全・安心推進計画」に基づき、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌食中毒予防対策として、引き続き、生または加熱不十分な食肉を提供する飲食店に対し重点的に監視指導を行うと共に、県民に対し食中毒に関する正しい知識の普及および啓発を行う。また、給食施設における大規模食中毒の発生を防止するため、健康危機発生時を想定した模擬訓練を引き続き実施する。 ②次年度以降の対応 「(第3次)食の安全・安心推進計画」に基づき、食中毒発生状況を踏まえて、次年度以降も引き続き、重点事業として監視指導や消費者啓発により食中毒予防を実施する。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(2) 食の安全確保推進事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>「(第3次)食の安全・安心推進計画」に基づき食品等関連施設に対し、監視指導、抜き取り検査を実施する。特に、令和3年に施行された改正食品衛生法により新たな許可・届出制度が施行されたことから、許可の継続監視に併せて、各施設に応じた的確な業種への変更を指導するとともに、法改正により食品事業者に義務付けられたHACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認のための監視指導を実施する。</p> <p>なお、検査機関がひっ迫した場合においても食品検査を継続して実施する必要があることから、今年度も食品検査の一部を外部検査機関に委託して実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症のような危機の発生時においても、「滋賀県食の安全・安心推進計画」に示す取組や「食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導は、発生状況を鑑みながら実施し、食の安全確保に取り組む必要がある。そのために、危機発生時においても食品の検査を含め、保健所における食品衛生業務を継続して実施できるようBCP(業務継続計画)を整備するとともに、計画的に食品衛生監視員の人材育成に取り組む必要がある。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>滋賀県食品衛生監視指導実施計画に基づき、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認するため、計画的かつ効率的な監視指導を実施する。併せて、HACCP協議会を開催する。</p> <p>なお、HACCPに基づく衛生管理を行う施設に対しては、外部検証の実施に併せて、滋賀県HACCP適合証明制度の活用を推奨していく。</p> <p>また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う中小規模の食品製造施設に対しては、「衛生管理計画」の作成状況および内容を確認するとともに、必要に応じて取去検査やふき取り検査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>HACCPに基づく衛生管理を行う施設に対しては、滋賀県食品衛生監視指導実施計画に基づき、施設の状況に応じて外部検証を実施し、衛生管理の実施状況を確認する。</p> <p>また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う中小規模の食品製造施設に対しては、引き続き「衛生管理計画」の作成状況および内容を確認するとともに、必要に応じて微生物検査等を活用しながら科学的な監視を行い、事業者の実状に応じた指導・助言を行う。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(4) 生活衛生推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 令和7年度に「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本県で開催され、多数の宿泊客が見込まれることから、循環ろ過方式の浴槽を有する旅館業または公衆浴場業の許可を取得している入浴施設を対象に、通年で重点的に監視を行い、営業施設における衛生水準を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 重点監視は、特に監視の必要な施設を設定し、計画的かつ効率的に各保健所一斉で監視指導しているものであり、過去の重点監視の実施状況やその時点での課題等を鑑み、次年度以降も継続して実施していく。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業</p> <p>①令和6年度における対応 商業施設を活用した適正飼養や保護犬猫の周知、災害時の同行避難の推進に係る情報発信イベントを開催する。地域猫活動補助金を拡大し、引き続き地域の取組を推進する。 多頭飼育問題勉強会を開催し、引き続き福祉関係者との共通認識の醸成と連携の推進を図る。 ミルクボランティアの育成・拡大に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 「滋賀県動物愛護管理推進計画」（計画期間：令和6年度～令和15年度）に基づき、「人よし・動物よし・地域よしの三方よし」の社会の実現および実質的な致死処分ゼロの達成に向けて、地域猫活動支援や福祉関係者と連携した多頭飼育問題対策等による収容頭数の削減、ボランティアと連携した譲渡の推進などの取組を行う。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進</p> <p>①令和6年度における対応 県内の水道事業者に対する広域連携を含めた指導助言を継続するとともに、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」等を活用し、滋賀県水道ビジョンの進捗管理や、令和4年度に策定した「滋賀県水道広域化推進プラン」に基づき、まずは市町水道事業者間でのシステム共同化の推進や資機材の共同購入、合同研修等のゆるやかな広域連携の検討・取組を進めていく必要がある。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県水道ビジョンに基づき、安全で災害に強く持続的な水道を目指して、事業者に対する指導助言を継続して実施するとともに、県内水道事業者とともに「滋賀県水道広域化推進プラン」の推進方針にもとづき、ゆるやかな広域連携の推進、将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進など基盤強化に向けた取組を行う。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>18 医薬品等の品質確保と適正使用の推進</p> <p>予 算 額 29,219,000 円</p> <p>決 算 額 25,772,896 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援 18,868,856 円</p> <p>ア レンタルラボ（開放実験室） 試験検査機器の利用状況：15機種、241回</p> <p>イ インキュベーション（人材育成）</p> <p> ・薬業ビギナーセミナー 6回（109人）</p> <p> ・薬業eセミナー 4回（50人）</p> <p> ・薬業スキルアップセミナー 3回（617人）</p> <p>(2) 医薬品等の監視指導 1,014,630 円</p> <p> 薬局、医薬品販売業者、医薬品等製造販売業者および製造業者に対して立入検査を実施し、違反施設については指導を行った。（監視指導施設数：1,173件 違反施設数：85件 行政処分施設数：2件）</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 5,889,410 円</p> <p>ア 「愛の血液助け合い運動」の実施（7月）</p> <p> ・滋賀県献血功労者表彰式の実施（知事感謝状贈呈対象 団体2、個人9）</p> <p> ・啓発資材の配布および献血啓発横断幕の掲示による運動の周知を実施</p> <p>イ 若年齢層献血推進事業</p> <p> ・「はたちの献血キャンペーン」（1月～2月）</p> <p> ・献血推進ポスターコンクール 表彰8作品</p> <p>ウ 献血推進事業委託</p> <p> ・献血推進団体による献血へのきっかけづくり、献血PRキャンペーン事業の実施</p> <p>エ 献血推進費補助</p> <p> ・滋賀県献血協会の献血推進事業への補助</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p> 医薬品等製造業者等に対して、少人数での試験研修やWEBを併用してのセミナーを開催するなど、製薬技術者の育成や地場製薬企業の支援のための事業を行い、製薬技術の向上支援を図ることができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(2) 医薬品等の監視指導 薬局、医薬品販売業者に対して立入検査等を行い、必要な指導を行うとともに、医薬品製造販売業者、製造業者に対して立入調査を実施し、消費者に有効・安全・高品質な医薬品等の供給を図ることができた。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 啓発資材の配布や横断幕の掲示等により、400ml献血の推進や、若年層への献血思想の普及を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援 日々進歩する製薬技術や法令改正に対応できるよう、各種セミナーの開催等により、技術者育成等の支援に継続して取り組む必要がある。</p> <p>(2) 医薬品等の監視指導 立入検査において違反のあった施設に対して指導を行い、改善措置を講じた。さらに、今後も継続して監視指導を行う必要がある。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 若年層の献血率の低下は全国的な課題であり、本県においても同様の状況にある。高等学校での献血学習を推進するほか、大学生等の若年層への啓発を引き続き取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p>①令和6年度における対応 機器分析、微生物試験についての少人数による実地でのセミナーの実施やWEBを併用してのスキルアップセミナーの開催など、年間を通じて「製薬技術セミナー」を計画的に実施している。</p> <p>②次年度以降の対応 庁舎の設備、機能を活用し、薬業関連団体と連携して、より効果的な製薬技術の向上支援事業の実施に努める。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(2) 医薬品等の監視指導</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 前年に違反を指摘した施設に対して、フォローアップの監視指導を行うなど、計画的な監視指導に取り組んでいる。②次年度以降の対応 引き続き、有効・安全・高品質な医薬品等の供給のため、計画的な監視指導に取り組む必要がある。 <p>(3) 献血思想の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 若年層献血推進アクションプランに基づき、高校生や大学生を対象とした啓発事業や高等学校、大学における献血の実施に取り組んでいる。②次年度以降の対応 関係機関と連携を図り、引き続き若年層献血の効果的な普及啓発に取り組む。 <p style="text-align: right;">(薬務課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業 新たな危険ドラッグ販売店が県内にできないよう、引き続き、関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発を更に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動 近年、全国的に大麻乱用の低年齢化が進んでいるため、インターネットやSNSを用いた啓発など、若年層への啓発を強化し、関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り 不正な麻薬等の取扱いを防止するため、引き続き、監視指導を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業</p> <p>①令和6年度における対応 危険ドラッグの販売が県内で行われないよう、関係機関等からの情報収集に努めるとともに、引き続きインターネットで販売されている薬物を買上げ、製品調査（試買調査）を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 危険ドラッグの販売が県内で行われないよう、引き続き関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発を更に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動</p> <p>①令和6年度における対応 引き続き関係団体と協働して薬物乱用に関する知識を啓発するとともに、薬物乱用防止指導員による地域住民への啓発や学校薬剤師等による薬物乱用防止教室の実施等により、薬物乱用を許さない社会環境づくりと青少年への予防啓発に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組み、特に、大麻乱用防止を中心とした若年層への啓発活動については、インターネット等を活用して行う必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り</p> <p>①令和6年度における対応 前年に違反を指摘した麻薬等取扱者に対して、その改善状況を確認するとともに、無通告立入検査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 麻薬等取扱者に対し、定期的に無通告立入検査を実施し、不正使用、不正流通の抑止力となるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(薬務課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|---------------------|---------|---------|------|------|-----|-----|-----|------|--|------|------|------|------|------|-----|------|----|----|----|----|----|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|-----------------------|----|-----|------|---------------|------|------|-----|
| | <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 県内の各センター（7カ所）において、障害者の就労ニーズと雇用ニーズのマッチング、企業での職場定着や就労に伴う生活支援を行い、障害者の職場生活における自立と社会参加が促進された。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業 障害のある方の就労支援を担う職員に対して、研修の実施により就労アセスメント能力の向上を図るとともに、企業現場実習により企業の求める人材や雇用現場の環境等の状況の理解を促進した。</p> <p>滋賀県障害者プラン2021 令和5年度（2023年度）目標</p> <table border="1" data-bbox="705 630 2072 694"> <thead> <tr> <th>障害者福祉施設から一般就労への移行者数</th> <th>令元（基準）</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>令5</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>169人</td> <td></td> <td>152人</td> <td>161人</td> <td>181人</td> <td>207人</td> <td>215人</td> <td>82%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 アドバイザーによる個別指導を行うことにより、事業所の商品力強化や業務改善を行うとともに、就労支援事業所の職員向け研修を行うことにより、事業経営に関する知識や技術を習得する機会を提供した。</p> <table border="1" data-bbox="705 877 2016 941"> <thead> <tr> <th>平均工賃</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>令5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型</td> <td>84,601円</td> <td>89,602円</td> <td>85,993円</td> <td>88,174円</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>17,251円</td> <td>18,148円</td> <td>18,373円</td> <td>23,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 障害者雇用創出事業 社会的事業所への支援を行うことで、障害者の就労を促進するとともに、社会的、経済的な自立を図ることができた。</p> <table border="1" data-bbox="705 1125 1780 1189"> <thead> <tr> <th>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</th> <th>令5</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修の受講修了者数（累計）</td> <td>253人</td> <td>275人</td> <td>未達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 就労継続支援A型事業所は、最低賃金を保障する事業経営が求められており、より効果的な支援が必要となっている。また、重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進する必要がある。</p> | 障害者福祉施設から一般就労への移行者数 | 令元（基準） | 令2 | 令3 | 令4 | 令5 | 目標値 | 達成率 | 169人 | | 152人 | 161人 | 181人 | 207人 | 215人 | 82% | 平均工賃 | 令2 | 令3 | 令4 | 令5 | A型 | 84,601円 | 89,602円 | 85,993円 | 88,174円 | B型 | 17,251円 | 18,148円 | 18,373円 | 23,180円 | 令和8年度（2026年度）の目標とする指標 | 令5 | 目標値 | 達成状況 | 研修の受講修了者数（累計） | 253人 | 275人 | 未達成 |
| 障害者福祉施設から一般就労への移行者数 | 令元（基準） | 令2 | 令3 | 令4 | 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 169人 | | 152人 | 161人 | 181人 | 207人 | 215人 | 82% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平均工賃 | 令2 | 令3 | 令4 | 令5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A型 | 84,601円 | 89,602円 | 85,993円 | 88,174円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B型 | 17,251円 | 18,148円 | 18,373円 | 23,180円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和8年度（2026年度）の目標とする指標 | 令5 | 目標値 | 達成状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修の受講修了者数（累計） | 253人 | 275人 | 未達成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 令和6年4月以降段階的に法定雇用率が引き上げられ、雇用義務事業者の拡大が実施される中、これまで以上に圏域の困難事例への対応や地域の拠点として各事業所への支援など圏域におけるハブ機能の強化を図り、各関係機関における適切な役割分担と連携を図る必要がある。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業 福祉施設から一般就労への移行者は、令和5年度 207人と令和4年度実績から26人増加したものの、目標の 215人の達成はできていない状況である。このような状況を踏まえ、就労支援を行う障害福祉サービス事業所における訓練等の質の向上を図るため、支援を行う職員の研修等の充実を図る必要がある。</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 令和4年度の就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、令和3年度より増加したものの、障害者プラン目標の30%を達成できていないことから、業務改善支援や仕事の創出支援等の取組の更なる強化を図る必要がある。</p> <p>(5) 障害者雇用創出事業 作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の理由により一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助</p> <p>①令和6年度における対応 重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進するために、平成30年度から新たに実施している重度障害者を多く受け入れている就労継続支援A型事業所への報酬加算を継続している。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、一般就労への移行に向けた、重度障害者の就労継続支援A型事業所での訓練等の機会を拡充するために必要な支援に取り組んでいく。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業</p> <p>①令和6年度における対応 企業や障害者の高いニーズに対応し、総合的に障害者の就労支援を進めていくため、働き・暮らし応援センターを含めた支援機関の連携強化を図るとともに、同センターの運営を継続している。 また、新たに始まる就労選択支援事業の目的を各圏域の関係機関が適切に理解し有効に活用できるよう、各圏域において現状や課題を共有し、支援体制の充実に向けた検討を促している。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の就労および就労に必要な日常生活・社会生活上の支援に加えて、新たに始まる就労選択支援事業の目的を各圏域の関係機関が適切に理解し有効に活用できるよう、引き続き各圏域での検討を促し、教育機関や就労系障害福祉サービス事業所など関係機関との一層の連携を図る中で働き・暮らし応援センターの運営を継続する。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業</p> <p>①令和6年度における対応 障害者の一般就労に向けた適切な就職支援やアセスメントが行える事業所職員を育成するため、事業所の職員を対象に就労アセスメント手法研修および企業等就労現場実習を実施している。</p> <p>②次年度以降の対応 企業ニーズなどの雇用現場の状況を踏まえた適切な訓練・就職支援を継続して実施する。</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県農福連携プラス推進事業等により販路拡大に取り組むほか、事業経営に関する知識および技能習得のための研修会の実施や、業務改善指導、品質向上、販路拡大等への助言を行う専門家が事業所を巡回する等、生産性の向上や収益の増加に向けた支援を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、障害者就労支援施設等での工賃向上を目指し、経営力の向上や品質向上、販路拡大のための支援に取り組むほか、B型事業所等で工賃3万円以上を目指す事業所に対し支援の強化を図っていく。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(5) 障害者雇用創出事業</p> <p>①令和6年度における対応 一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保するため、障害のある人もない人も共に働く「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行う。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | |
|--|---|---------------|------|-----|-----|--|------|--------|------|
| <p>2 1 高齢者の生きがいくくりと社会貢献の促進</p> <p>予 算 額 162,403,000 円</p> <p>決 算 額 161,153,000 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 23,977,000 円</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 416クラブ 15連合会 26,703,000 円</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 1,750,000 円</p> <p>ア 生活支援サポーター養成講座 8回、参加者 308人</p> <p>イ 生活支援実践普及事業 5団体</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） 108,723,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 ねんりんピックびわこレイカディア県民大会やS L E C事業を実施し、高齢者の生きがいくくりや健康づくりを図ることができた。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 単位老人クラブ、小規模老人クラブおよび市町老人クラブ連合会に補助を行うことにより、生きがいくくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進することができた。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 地域の老人クラブを中心に、高齢者による高齢者の生活支援をするためのサポーターを養成することができた。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） レイカディア大学米原校をアル・プラザ彦根内に移し、彦根キャンパスとすることにより、応募者数・入学者数を増加させるとともに、高齢期の地域活動や健康等に関する情報の提供などを行うことにより、高齢者の地域での活動や生きがいくくりの促進を図ることができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="705 1340 1512 1412"> <tr> <td>レイカディア大学の応募者数</td> <td>令5</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>272人</td> <td>215人/年</td> <td>100%</td> </tr> </table> | レイカディア大学の応募者数 | 令5 | 目標値 | 達成率 | | 272人 | 215人/年 | 100% |
| レイカディア大学の応募者数 | 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | |
| | 272人 | 215人/年 | 100% | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 今後、高齢者が増加することから高齢者の生きがづくり、健康づくりに向け、引き続き取組を進める必要がある。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 高齢者は増加しているが、老人クラブ加入率は低下し、それに伴い活動が困難となっているクラブがあるため、加入率の向上や活動の活性化に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 高齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） 高齢者の社会参加に対する意欲の高まりに応えるため、レイカディア大学での学びを活かして地域で活躍できる場を広げることや、地域活動の情報収集・発信等による活動に参加していない層の掘り起こしなど、社会参加促進の取組が一層必要である。 また、当センターは築30年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、長期保全計画に基づき、計画的に修繕を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助</p> <p>①令和6年度における対応 ねんりんピックびわこレイカディア県民大会の実施については、引き続き実施方法を工夫しながら、健康・生きがづくりの場を支援する。また、元気高齢者の社会参加を促進するため、S L E C事業の実施等による多様な学びの場づくりを支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 高齢者の生きがづくり、健康づくりに向け、ねんりんピックびわこレイカディア県民大会や全国健康福祉祭への選手派遣、元気高齢者の学びの場づくりを通じて引き続き取組を進める。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(2) 老人クラブ活動費等補助</p> <p>①令和6年度における対応 高年齢者の活躍の場やライフスタイルの変化により、老人クラブ加入率は低下しているものの、サークル活動等で活躍している高年齢者は多数いるため、加入率の向上に向け、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 サークル活動（趣味仲間）から単位老人クラブ、小規模老人クラブへの加入・変化を後押しすべく市町に働きかけ、生きがいつくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進し、老人クラブ加入率の向上を目指す。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助</p> <p>①令和6年度における対応 高年齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高年齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後も高年齢者が高年齢者の生活支援の担い手として活躍できるよう支援するとともに、生活支援ニーズの高度化、多様化にも対応できるよう先進的な実践事例をもとに活動の普及を図る。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く）</p> <p>①令和6年度における対応 レイカディア大学について、意欲ある高年齢者の学習意欲に応え、社会参加の促進を図るため、引き続き応募者数等の移転に伴う影響を確認しつつ、多様な主体との連携による学びや活動の充実を図っていく。 また、長期保全計画に基づき、施設の計画的な修繕工事を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後も高年齢者の社会参加に対する意欲の高まりに応えるため、レイカディア大学の運営や地域活動に関する情報発信等を行い、高年齢者の学びや地域活動への参加促進に向けた取組を行う。 また、継続して安定的な事業運営が行えるよう、施設については計画的な修繕工事を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>2 2 障害のある人が地域で暮らし、働 き、活動できる環境づくり</p> <p>予 算 額 1,405,686,000 円</p> <p>決 算 額 972,376,972 円</p> <p>(繰 越 額 403,457,000 円)</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 31,600,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13回ぴかつtoアート展の開催 応募作品数 285点 ・障害者芸術文化活動支援センター運営費補助金 相談支援33件、研修7回 ・ボーダレス・アートミュージアムNO-MAでの企画展の開催 5回、観覧者数 5,040人 <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 19市町 304,886,000 円</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 172,118,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者地域包括支援事業費補助金 18市町 ・重症心身障害者等施設整備事業費補助金 5施設 ・強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 巡回事業 派遣事業所17カ所 加算終了後の事業所コンサルテーション9カ所 に対し延べ18回実施 ・重症心身障害児等特別加算事業 加算対象者延べ 180人 ・医療的ケア児者対応事業所開設促進事業 ①個別事業説明、提案を7機関・施設に対し実施 ②開設促進講習会を3回実施し、108人が参加 ③看護師・介護士向け研修を実施し、101人が参加 <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 19,452,824 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援地域協議会の開催 2回 ・発達障害啓発週間（4月2日～4日）における彦根城ブルーライトアップ ・認証発達障害者支援ケアマネジャーの配置 6圏域 <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業 15,012,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ITサロン設置・運営 利用者延べ 1,726人 ・パソコンボランティアの派遣 968回 ・視覚障害者デジタル機器等相談支援 サポート件数延べ 709件 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 21,544,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳介助者派遣数 2,282件、延べ4882.5時間 ・生活訓練参加者 延べ 366人 ・盲ろう者通訳・介助者養成講座修了者数 11人 <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 43,600,000 円</p> <p>ア 障害児（者）地域生活ネットワーク支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークアドバイザーの配置 7 圏域 <p>イ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給人数 80人 <p>(8) 精神科救急医療システム事業 97,804,412 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請通報届出件数 324件 ・緊急入院患者数 措置入院 104件、医療保護入院等38件 <p>(9) 障害児者施設等整備助成費 225,619,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創設 1 施設 ・改築 1 施設 <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 7,588,856 円</p> <p>ア 周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例フォーラムの開催 1 回、48人参加 ・条例説明・出前講座 61回 ・合理的配慮の助成事業 7 件 <p>イ 相談・解決のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消相談員の配置 2 人 ・地域アドボケートの配置 27人 ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催 1 回 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 7,363,930 円</p> <p>ア 地域啓発活動および居場所づくり推進活動支援 18団体</p> <p>イ 訪問支援の実施 1圏域</p> <p>ウ フォーラム等地域啓発活動 2回(参加者 129人)</p> <p>エ 広域相談窓口の設置(定期電話相談・一斉電話相談) 135件</p> <p>オ 家族交流会等家族支援 3回(参加者 97人)</p> <p>カ 民生委員・児童委員等の研修強化 2日間(参加者 33人)</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 2,000,000 円</p> <p>ア 成年後見制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県権利擁護支援・成年後見制度利用促進連絡会議 1回 ・権利擁護支援・成年後見制度専門相談事業 6回 ・成年後見制度実務研修会 1回39人参加 <p>イ 施設従事者等虐待再発防止の取組強化 3回</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 730,950 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉人材確保支援事業 個別相談対応5事業所 <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 361,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行のための体験利用日数 <ul style="list-style-type: none"> グループホーム 30日間 グループホーム(夜間付添) 7日間 生活介護 27日間 <p>(15) 重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター事業 22,696,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 45件、延べ 242回 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修 19人修了 ・相談支援ネットワーク会議 4回 ・重症心身障害児者及び医療的ケア児等支援に関する協議会 2回 |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>2 施策成果</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 公募展の開催、障害者の芸術文化活動における支援、人材の育成を通じて、芸術等に親しむ障害者の裾野の拡大や社会参加の促進を図ることができた。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 市町において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業実施により、障害者および障害児の自立した日常生活や社会生活の促進に寄与した。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 市町と共同して、重度障害者の入所支援および通所支援を一体的に実施することにより、重度障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることができた。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 発達障害者支援地域協議会において、県内の福祉や保健・労働等の各分野における発達障害者支援の現状と課題について協議し、発達障害者に対する支援体制の整備と関係機関との連携を図ることができた。</p> <p>(5) 障害者 I T 活用総合推進事業 I T 支援センターによる講習会開催や地域 I T サロンの設置・運営等により、障害特性に応じた I T 支援を実施し、障害者の社会参加促進に寄与した。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 盲ろう者が地域の中で安心して生活が送れるように、生活訓練、コミュニケーション手段の確保および移動支援を行い、社会参加の促進に寄与した。また、支援者の育成を図ることができた。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 地域で暮らす障害児（者）が相談を受けられる体制を整備するとともに、人材育成のための研修の実施等により、地域における総合的な地域ケアシステムの充実を図ることができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(8) 精神科救急医療システム事業 休日、夜間等においても、緊急な医療を必要とする精神障害者等に対して、迅速かつ適正に精神科救急医療（治療および保護）を提供することができた。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費 障害児者施設の設置を促進することにより、重度障害児者等の日中活動の場が増加し、障害者の社会参加や自己実現を図ることができた。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 令和元年度に整備した相談体制のもと、障害者差別に関する相談受付、助言、調整を行い、出前講座等の開催や合理的配慮の助成事業を通じて「障害の社会モデル」の考え方の浸透や障害者理解の促進、合理的配慮の取組を進める機運醸成につながった。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 広域的な取組として、ひきこもり一斉電話相談では参画機関が増え、11機関が協働して10カ所で実施した。滋賀県社会福祉協議会による「はたらく体験」の実施や、各地域における「はたらく体験」や多様な居場所づくりによって当事者や家族の孤立防止に努めた。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 市町や基幹相談支援センターを対象とした専門相談、成年後見制度実務研修会、県権利擁護支援・成年後見制度利用促進連絡会議を実施し、県内における成年後見制度利用促進のネットワークを構築した。施設従事者等虐待再発防止の取組強化では、虐待事案が発生した施設等に対し、社会福祉士等の専門職員を派遣し、虐待が生じた要因等を分析するとともに、改善に向けたアドバイスや施設内研修を実施した。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 賃金改善に向けた取組に係る支援事業を実施することにより、支援現場の職場定着および新たな障害福祉人材の確保を図ることができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|-----------------------|------|-----|------|----------------------------------|------|------|-----|
| | <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 高島圏域において、入所者本人、支援者、入所者の家族などの関係者、行政が一体となり、地域移行の実現に向け、グループホームおよび生活介護の体験利用を行い、実際にグループホームへ移行することができた。</p> <p>(15) 重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター事業 医療的ケア児支援法に規定する医療的ケア児支援センターを設置し、重症心身障害児者や医療的ケア児等とその家族のワンストップでの相談や、支援人材の育成、さらには地域のネットワークづくりを行った。</p> <table border="0" data-bbox="705 587 2018 657"> <tr> <td>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</td> <td>令5</td> <td>目標値</td> <td>達成状況</td> </tr> <tr> <td>「医療的ケア児コーディネーター養成研修」延べ研修受講者数（累計）</td> <td>119人</td> <td>180人</td> <td>未達成</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 障害者の芸術文化活動の発表の場や障害者の芸術文化活動を支援できる人材が限られていることから、芸術活動の裾野を拡大する取組や支援する仕組みづくりに対して引き続き支援していく必要がある。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町が実施する地域や利用者のニーズに応じた事業に対し、引き続き柔軟に支援を行う必要がある。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 重度障害者が身近な地域で安心して暮らせるよう、各市町が実施する事業について、市町と意見交換を行い、必要な見直しを行いながら、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 発達障害の専門的な相談等に対応できる発達障害ケアマネジメント支援事業所（二次支援機関）が湖南圏域のみ未設置であるため、早急に進めていく必要がある。</p> | 令和8年度（2026年度）の目標とする指標 | 令5 | 目標値 | 達成状況 | 「医療的ケア児コーディネーター養成研修」延べ研修受講者数（累計） | 119人 | 180人 | 未達成 |
| 令和8年度（2026年度）の目標とする指標 | 令5 | 目標値 | 達成状況 | | | | | | |
| 「医療的ケア児コーディネーター養成研修」延べ研修受講者数（累計） | 119人 | 180人 | 未達成 | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(5) 障害者 I T活用総合推進事業 近年の I T化の進展により、障害者の社会生活や職業生活にとって I T機器は不可欠であり、また、障害があることにより生じる情報格差を是正する必要があることから、障害者が I Tを活用して社会参加し、必要な情報を獲得することができるよう、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 盲ろう者の障害特性に関する県民の理解促進や必要な支援の提供に向けて、団体・市町・県が連携した支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワーク構築・高度化に向けて、引き続き相談支援体制の充実およびそれらに携わる人材の育成を図っていく必要がある。</p> <p>(8) 精神科救急医療システム事業 精神障害のある人が地域で安定して生活していくため、退院後のフォローアップをきめ細かに行っていく必要がある。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費 各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的な支援を行う必要がある。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の理念や「障害の社会モデル」が幅広い層に浸透するよう周知・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 これまで取り組んできた事業の継続実施や参加者・団体の拡大によって、さらなる支援の充実を図るとともに、支援機関による会議や交流会等によって、継続して支援ネットワークの強化を図る必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 成年後見制度に関する周知と利用促進を更に多くの障害当事者と家族、支援者らに働きかける必要がある。令和3年度末に示された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における県の目標値に合わせ、取り組む必要がある。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 障害福祉人材の不足に対応するため、引き続き、賃金改善に向けた取組などを行う必要がある。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 施設入所者の地域での生活の実現や施設への新たな入所ニーズに対応するため、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>(15) 重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター事業 加齢とともに医療的ケアが必要となった知的障害のある方などにも幅広く相談対応するため、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 障害者の芸術文化活動の発表の機会づくり、芸術文化活動に係る相談支援、情報発信、人材育成を通じて、障害者の社会参加の促進を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の芸術文化活動の発表の場を確保するため、引き続き、障害者の造形作品を広く募集する公募展や表現活動の発表会を実施するとともに、芸術文化活動に係る相談支援の充実、福祉事業所職員や文化芸術関係者を対象にした障害者の表現活動を推進する人材の育成に取り組む。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助</p> <p>①令和6年度における対応 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町の地域の特性や利用者の状況に応じた事業に対し補助を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の福祉の増進を図るとともに、地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、引き続き市町事業への支援を行っていく。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 重度障害者地域包括支援事業に係る担当者会議を開催し、市町と事業内容の見直しを含め意見交換を行いながら効果的な事業運営に向け取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 重度障害者が地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、引き続き市町と意見交換を行い、効果的な事業運営に向け検討を行っていく。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業</p> <p>①令和6年度における対応 湖南圏域4市と、湖南圏域における発達障害ケアマネジメント支援事業所（二次支援機関）設置に向けた協議を継続的に進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 発達障害のある人の支援の充実を図るため、ライフステージを見通した支援や分野を超えた関係機関の更なる連携強化、周囲の理解の促進等に取り組み、県内における発達障害者支援体制の充実に向け取り組む。</p> <p>(5) 障害者ICT活用総合推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 障害者の社会参加を更に促進し、障害の有無により生じる情報格差の是正を図るため、ICT支援センターによる講習会の開催やICTサロンの設置・運営を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 日々進歩する情報技術に対応するため、引き続き障害者に向けてICT利活用の支援を行っていく。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業</p> <p>①令和6年度における対応 令和4年度に行った盲ろう者の実態調査の結果の分析も踏まえ、盲ろう者の支援ニーズ等に合った、より必要な支援を実施していく。 盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施し、更なる盲ろう者の社会参加の促進を図っていく。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業</p> <p>①令和6年度における対応 各福祉圏域にネットワークアドバイザーを配置し、地域の事業者および関係団体への支援等を行うことで、相談支援体制の充実および人材の育成を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、引き続きコーディネート機能の充実を図る。</p> <p>(8) 精神科救急医療システム事業</p> <p>①令和6年度における対応 国のガイドラインに基づき、措置入院者退院後フォローアップ事業を実施している。また、退院後のフォローアップ支援を通じて、措置入院等のハイリスク者に対して、退院後支援計画の策定などを行い、再度の入院に至らないよう支援体制の整備を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 精神障害のある人が住み慣れた地域で本人が望む生活を送ることができるよう、医療、保健、福祉等が連携し、安定した生活を継続するための支援を推進する。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(9) 障害児者施設等整備助成費</p> <p>①令和6年度における対応 各市町に対して障害児者施設等の整備計画の調査を行い、障害福祉計画に定めるサービス見込量等を考慮し、社会福祉法人等が行う施設整備を支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応 各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的に支援を行う。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 事業者による合理的配慮の提供が、令和6年4月1日から本県の条例だけでなく法律上も義務化されたことから、共生社会サポーターステッカーなどを活用しながら民間事業者に対する啓発を強化するとともに、幅広い層への普及・啓発に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 「障害の社会モデル」の考え方や条例の内容について、県民や事業者への周知に努めるとともに、障害者差別に関する相談体制等の実効性を確保するため、研修機会の確保や関係機関との連携を深める。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業</p> <p>①令和6年度における対応 滋賀県及び各圏域・各市町におけるひきこもり支援の充実強化を図り、総合的かつ効果的に推進するために、滋賀県ひきこもり支援施策推進会議を新たに設置する。</p> <p>②次年度以降の対応 一斉電話相談への参画団体や家族交流会への参加者の拡大を図ることで、支援の充実を図る。また、支援機関による会議等の開催や参画により、県域および圏域（地域）におけるネットワークの強化を図る。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(12) 障害者権利擁護支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 令和3年度末に示された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における県の目標値に合わせ、法人後見受任団体の養成研修の実施等取組を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 成年後見制度利用促進のための周知活動と実務者に対する研修、専門相談を継続し、障害から意思決定に困難を抱える方の金銭管理や身上保護が適切に実施されるよう取組を進める。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 賃金改善の取組への支援などを行うことで、障害福祉の人材確保に向けた取組を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き賃金改善に向けた取組などを行う必要がある。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業</p> <p>①令和6年度における対応 支援者間での連携のもと、地域移行支援対象者の意思決定を尊重しつつ、地域生活への移行に向けた支援を行う。また、効果的な支援や必要な体制等に関する検討を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 過去の取組（令和4年度：東近江圏域、令和5年度：高島圏域）を他圏域でも展開できるよう、関係者の合意の形成や必要な体制の整備に取り組む。</p> <p>(15) 重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター事業</p> <p>①令和6年度における対応 看護師による健康・医療に関する支援や、社会福祉士による福祉サービスの利用等に関する支援を引き続き行う。</p> <p>②次年度以降の対応 重症心身障害児者や医療的ケア児等とその家族を地域の支援機関に繋ぐため、各福祉圏域においても相談支援の充実が図られるよう、医療的ケア児者コーディネーターの育成に引き続き取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | |
|-------------------|---|----------|-------|-----|-----|------|------|--------|-------|
| 2 3 地域共生の仕組みづくり | 1 事業実績 | | | | | | | | |
| 予 算 額 7,056,000 円 | (1) 包括的・重層的支援体制整備推進事業 1,900,000 円 ・重層的支援体制整備事業勉強会・意見交換会 4回、参加者延べ 192人 | | | | | | | | |
| 決 算 額 6,519,646 円 | (2) 滋賀の福祉人づくりの推進事業 2,600,000 円 ・新任期研修 3回、修了者96人 ・中堅期研修 1回、修了者63人 ・チームリーダー研修 1回、修了者37人 ・管理職研修 1回、修了者19人 | | | | | | | | |
| | (3) つながり大切に孤独・孤立対策事業 2,019,646 円 ・SNSを活用した情報発信事業 366,500 円 ・孤独・孤立対策フォーラムの開催 4回、参加者延べ58人 1,653,146 円 | | | | | | | | |
| | 2 施策成果 | | | | | | | | |
| | (1) 包括的・重層的支援体制整備推進事業 市町等の担当者を対象とした重層的支援体制についての基本知識や先進事例を学ぶ勉強会および意見交換会を実施することで、県内各市町の重層的支援体制の推進を支援することができた。 | | | | | | | | |
| | (2) 滋賀の福祉人づくりの推進事業 福祉分野横断で新任者から管理職まで階層別の研修を実施することで、複雑・複合化する課題に気づき、切れ目のない支援のための専門性を発揮できる福祉従事者の裾野を広げることができた。 | | | | | | | | |
| | 令和8年度（2026年度）の目標とする指標 「滋賀の福祉人研修」延べ修了者数（累計） <table border="1" data-bbox="1276 1149 1881 1228"> <thead> <tr> <th>令 4（策定時）</th> <th>令 5</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>207人</td> <td>423人</td> <td>1,000人</td> <td>27.2%</td> </tr> </tbody> </table> | 令 4（策定時） | 令 5 | 目標値 | 達成率 | 207人 | 423人 | 1,000人 | 27.2% |
| 令 4（策定時） | 令 5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | |
| 207人 | 423人 | 1,000人 | 27.2% | | | | | | |
| | (3) つながり大切に孤独・孤立対策事業 SNSを活用した情報発信により、県内で「寂しい」「孤独」等の検索をされた方に、相談窓口等を案内することができた。 | | | | | | | | |
| | また、孤独・孤立対策フォーラムの開催により、県内の支援者同士のネットワークづくりを推進できた。 | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 包括的・重層的支援体制整備推進事業 市町において、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野別の既存の制度の枠にとらわれず、複合・複雑化する支援ニーズに対応する包括的・重層的支援体制の整備が進むよう支援する必要がある。</p> <p>(2) 滋賀の福祉人づくりの推進事業 県内どの地域・事業所においても一定水準以上のサービスが提供されるよう、福祉従事者全体の質の向上を図る必要がある。</p> <p>(3) つながりをお大切にした孤独・孤立対策事業 さらに多くの人を支援につなげるため、支援を必要とする人への情報発信や、気軽に相談しやすい相談体制を整備する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 包括的・重層的支援体制整備推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 県内市町において包括的・重層的な支援体制が整備されるよう、勉強会の開催等により市町の取組の支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き包括的・重層的な支援体制が整備されるよう、勉強会や情報共有の場を提供するなど取組の支援を行う。</p> <p>(2) 滋賀の福祉人づくりの推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 福祉分野横断で新任者から管理職まで階層別の研修を実施することで、県内の福祉従事者の質の向上を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、福祉分野横断で新任者から管理職まで階層別の研修を実施することで、県内の福祉従事者の質の向上を図る。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(3) つながり大切にした孤独・孤立対策事業</p> <p>①令和6年度における対応 孤独・孤立対策における都道府県の役割として、広域的なプラットフォームの設置や広域調整が求められているため、支援のネットワークづくりや啓発に取り組むとともに、支援を必要としている人が利用しやすい相談体制の整備を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、支援のネットワークづくりや啓発に取り組むとともに、支援を必要としている人が利用しやすい相談体制の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>2 4 地域支え合いの体制づくり</p> <p>予 算 額 84,336,860 円</p> <p>決 算 額 82,439,438 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業 49,587,187 円</p> <p>・東近江および湖東健康福祉事務所における相談支援等</p> <p>主任相談支援員設置 2人</p> <p>新規相談受付件数 67件</p> <p>住居確保給付金の支給決定件数 延べ1件 94,800円</p> <p>(2) 再犯防止推進事業 32,852,251 円</p> <p>・地域生活定着支援センターによる支援</p> <p>矯正施設に入所中の高齢者や障害者の帰住先の調整および福祉サービスの利用支援件数 15件</p> <p>矯正施設退所者の地域生活移行・定着支援件数 21件</p> <p>矯正施設退所者や執行猶予・保護処分を受けた人等で、福祉的支援が必要な人への相談支援件数 69件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業</p> <p>各町、各町社会福祉協議会、ハローワーク、就労支援事業者、健康福祉事務所が連携して、生活支援、就労支援等を行うことで、相談者の自立を支援することができた。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業</p> <p>司法と福祉の関係機関が一層連携して包括的な体制を整備し、必要な支援の情報共有を行うことで、矯正施設を退所する高齢者・障害者の帰住先調整と安定した地域生活への移行、刑事手続段階にある高齢者・障害者を地域の福祉サービスにつなげるなど、社会復帰および再犯防止の体制整備を図ることができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業 支援を必要とする人が必要な支援を利用できるよう、相談窓口および各支援事業の周知を図るとともに、相談者に対して、自立に向けたきめ細やかな支援を実施する必要がある。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業 国、地方公共団体、民間など多機関の協働による「息の長い支援」が不可欠であり、関係機関が一丸となって対応できるよう連携体制を確保する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 支援を必要とする人が必要な支援を利用できるよう、相談窓口や各支援事業の周知を行う。 また、支援員を対象とした研修の実施、市町や関係団体等との連絡会議の開催などにより、支援員のスキルアップを図るとともに、相談体制の強化を行うことで、丁寧な相談支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、相談窓口や各支援事業の周知に努めるとともに、支援員のスキルアップを一層図ることにより、生活困窮者への適切な支援の実施につなげる。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 第二次滋賀県再犯防止推進計画を令和6年3月に策定したことから関係機関と連携し、更生保護の取組を実施するとともに、令和6年5月に発生した事件を受けて、国や市町、関係機関と情報共有、課題整理等を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応 第二次滋賀県再犯防止推進計画および国や市町、関係機関等の情報共有をもとに、関係機関の更なる連携強化や更生保護の取組を実施していくことで、「息の長い支援」を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------------|---------|-------|-----|-----|--|---------|---------|---------|-------|
| <p>2 5 平和への願いの継承</p> <p>予 算 額 45,529,000 円</p> <p>決 算 額 42,753,176 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 滋賀県平和祈念館事業 42,753,176 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来館者数 18,524人 ・出前授業・講座等利用者数 11,162人 ・企画展示 第32回「戦争と女学生―戦時下の学校生活と進路―」（令和5年1月5日～6月25日） 第33回「滋賀県民が見た中国の戦場」（令和5年7月1日～12月17日） 第34回「暮らしの中の戦争―日々の生業と食事―」（令和6年1月5日～6月23日） ・子ども向け普及啓発事業「平和の学校あかり」7回開催、延べ 171人参加 ・一般向け普及啓発事業「平和教養講座」10回開催、延べ 311人参加 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 滋賀県平和祈念館事業</p> <p>学校への出前授業・来館学習の支援、「平和を願う子どもピースメッセージ絵画コンクール」などの取組により、戦争の悲惨さと平和の大切さを幅広く伝えることができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">小中学生および高校生の平和祈念館利用者数</td> <td style="text-align: center;">令3（基準）</td> <td style="text-align: center;">令5</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">13,696人</td> <td style="text-align: center;">14,201人</td> <td style="text-align: center;">18,000人</td> <td style="text-align: center;">11.7%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 滋賀県平和祈念館事業</p> <p>来館学習での利用学校数が減少したが、出前授業、来館学習を問わずより多くの学校に利用していただくため、平和学習の内容を充実するとともに、教育委員会や学校に平和祈念館で学習することの意義を理解していただくよう積極的に働きかけていく必要がある。</p> <p>戦争体験者の高齢化および減少が進むなか、特に次の世代を担う子どもたちに重点を置いて戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく必要がある。</p> | 小中学生および高校生の平和祈念館利用者数 | 令3（基準） | 令5 | 目標値 | 達成率 | | 13,696人 | 14,201人 | 18,000人 | 11.7% |
| 小中学生および高校生の平和祈念館利用者数 | 令3（基準） | 令5 | 目標値 | 達成率 | | | | | | | |
| | 13,696人 | 14,201人 | 18,000人 | 11.7% | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 滋賀県平和祈念館事業</p> <p>①令和6年度における対応</p> <p>来館および出前による平和学習、体験型平和学習「平和の学校あかり」、小中学生を対象とした「平和を願う子どもピースメッセージ絵画コンクール」を実施し、また、子どもたちに戦争の体験や当時の様子を語り継いでいくため、戦争体験者の証言や県内に残る戦争遺跡を映像化し、情報発信を行うなど様々な取組を積極的に行っている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>これまでの取組を継続するとともに、戦争体験者が少なくなり、子どもたちが直接話を聞く機会が減っている状況の中、収集資料のデータベース化や動画配信、証言等の映像化など様々なコンテンツを用いて情報発信を行い、特に学校への働きかけを強化しながら平和への関心を高めていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p> |

III 社 会

未来を支える 多様な社会基盤

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>1 ユニバーサルデザインのまちづくり</p> <p>予 算 額 3,811,140 円</p> <p>決 算 額 2,685,755 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業 1,687,713 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証 発行数 2,070枚 <li style="padding-left: 20px;">累計駐車区画数 1,911区画 ・福祉教材の多言語対応（8か国語） <p>(2) ユニバーサルデザイン推進事業 998,042 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定 ・県民研修会の開催 ・ユニバーサルデザイン普及啓発ラジオ広告、インターネット広告の作成 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <p>車いす駐車場等を優先的に利用できる人を明確にし、使いやすい駐車場の仕組みづくりを図ることで、歩行が困難で移動に配慮が必要な方の外出を支援し、社会参加を促すことができた。</p> <p>福祉教材について、スペイン語等、8か国語に対応した動画を作成することができた。</p> <p>(2) ユニバーサルデザイン推進事業</p> <p>平成17年3月に策定した「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を改定するとともに、県民研修会を当事者団体との共催で実施することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <p>小中学校や地域における学習会、一般の方の自己学習など様々な場面での活用を促すために周知を図る必要がある。</p> <p>滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の適正利用に向けての周知や利用者の利便性向上を図る必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(2) ユニバーサルデザイン推進事業 令和7年度の「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」で来県される障害者をはじめ、開催後も、高齢者や子育て世代など様々な方に過ごしやすい魅力のある県として滋賀県を訪れてもらう必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 「だれも見やすい印刷物の手引き」を改定し、行政等が発行する印刷物の基準を改めて整備する。 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を図るとともに、利用者の利便性向上に向けた制度の見直しを行う。また、対象事業者に対して対象区画の設置および駐車場登録の協力依頼等の働きかけを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 改定した「だれも見やすい印刷物の手引き」を広く周知し、多くの方を対象とした発行物には様々な配慮がされるよう取組を進める。 引き続き、滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を図り、対象区画の設置および駐車場登録の協力を増やすとともに、移動に配慮が必要な方に対する県民の理解を深める。</p> <p>(2) ユニバーサルデザイン推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 令和7年度の「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」を契機に障害者や高齢者、子育て世代など多くの方が魅力ある県内観光地を訪れることをふまえ、障害当事者による県内観光施設等のバリアフリー調査を実施し、調査結果をHPに掲載し情報発信を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 バリアフリー調査の結果もふまえながら、県内小中学校の地域学習等、様々な機会を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインの周知を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>2 災害への備えある地域づくり</p> <p>予 算 額 6,192,000 円</p> <p>決 算 額 5,736,770 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備 1,215,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害ボランティアセンター運営協議会の開催 1 回 ・ 県災害ボランティアセンター機動運営訓練の実施 1 回 ・ 市町災害ボランティアセンター設置運営訓練の支援 1 市 ・ 災害ボランティアセンターコーディネーター基本研修の開催 2 回 81人 <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備 4,521,770 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害時要配慮者支援ネットワーク会議（学習会）の開催 2 回 173人 ・ 圏域災害時要配慮者支援ネットワーク会議（学習会）の開催 1 回 28人 ・ DWA T（災害派遣福祉チーム）養成研修の開催 1 回 29人 ・ DWA Tフォローアップ研修の開催 2 回 72人 ・ DWA Tリーダー養成研修の開催 1 回 17人 ・ 令和6年能登半島地震に伴うDWA T派遣 48人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <p>県災害ボランティアセンター機動運営訓練をはじめ、市町災害ボランティアセンター設置運営訓練の支援や研修を行い、災害時における地域支援のための人材育成や発災時への対応能力の向上を図ることができた。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>県災害時要配慮者支援ネットワーク構成団体を対象に会議を開催し、災害時支援の実践報告や実態調査結果報告等の情報提供を行い、理解を深めることができた。</p> <p>災害時における要配慮者の状況、DWA Tの機能と実際の支援展開にかかる研修を行い、令和2年度から令和5年度までの4年間で、218人のチーム員を登録した。また、チーム員登録者を対象として、他府県DWA Tの派遣時の経験談の聴講や被災地での活動を想定したケーススタディの実施など、災害時のDWA T派遣に備えた訓練も実施した。</p> <p>令和6年能登半島地震の発生に伴い、令和6年1月12日から3月16日まで、延べ48名のチーム員を石川県内の避難所に派遣した。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備 近年の災害において、災害ボランティアセンターの役割の重要性が高まっていることから、発災時に適切に機能するよう、より実践的な災害ボランティアセンター機動運営訓練を実施するなど、更なる活動推進体制の強化を図る必要がある。 また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、専門性を有するNPO等との連携を図る災害中間支援組織のあり方について検討を進める必要がある。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備 令和3年5月の災害対策基本法の改正を受けて、市町における個別避難計画の作成や指定福祉避難所の指定を進めるため、保健・福祉専門職の理解や防災と保健・福祉部局の連携を促進していく必要がある。 また、DWA Tについて、チーム員の確保、研修や訓練の実施、協定締結団体の拡充、市町への説明・協力依頼等、体制整備を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <p>①令和6年度における対応 近年の大規模災害における災害ボランティアセンターの業務を参考に、より実践的な訓練を実施する。 また、滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会において、本県における災害中間支援組織のあり方について検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、災害ボランティアセンターに期待される役割を果たせるよう関係機関と連携し、訓練を実施する。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>①令和6年度における対応 市町を直接訪問し、課題等を聞き取りながら、必要な情報提供や助言を行う伴走型支援を実施し、市町の取組を後押しする。 また、DWA Tについて、引き続きチーム員登録を行いながら、リーダー研修やフォローアップ研修、訓練の実施等によりチーム員確保につなげるとともに、発災時の派遣に備えた取組を進めていく。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、防災と保健・福祉部局との連携を強化し、要配慮者支援体制の整備を進める。</p> <p>また、DWA Tについても、引き続き、研修や訓練の実施等により、発災時の派遣に備えた取組を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p> |